

# 行政常任委員会報告事項

令和5年2月24日  
委員会室

## 1 消防本部

- (1) 令和4年中における火災、救急救助等の出動状況について

## 2 教育課

- (1) 工事請負契約の変更について
- (2) 指定管理者の指定について
- (3) 夕張市の保管するアイヌ遺骨の取扱方針（案）について

## 3 地域振興課

- (1) 夕張市公設地方卸売市場経営戦略について
- (2) 夕張市農業委員会における委員の募集について

## 4 建設課

- (1) 住宅管理業務の指定管理者について
- (2) 夕張市営住宅条例の一部改正について

## 5 土木水道課

- (1) 工事請負契約の締結について

## 6 市民課

- (1) 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
- (2) 指定管理者の指定について
- (3) ゼロカーボンシティ宣言について

## 7 保健福祉課

- (1) 財産の取得について
- (2) 工事請負契約の変更について
- (3) 夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の設置並びに管理に関する条例の一部改正について
- (4) 夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の利用料金並びに手数料に関する条例の一部改正について
- (5) 夕張市出産子育て応援事業について

## 8 総務課

- (1) 夕張市職員給与条例の一部改正について
- (2) 夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (3) 個人情報保護法の改正に伴う関係条例の整備について

## 9 財政課

- (1) 財政再生計画の変更について
- (2) 令和4年度補正予算について

# 行政常任委員会報告事項

令和5年2月24日  
消 防 本 部

- 1 令和4年中における火災、救急救助等の出動状況について（資料1、2）

# 令和4年 月別火災その他の状況

区分 月別	火災件数								非火災件数				焼損棟数				り災世帯数				死者数	負傷者数	焼損表面積 (㎡)	焼損床面積 (㎡)	損害見積額 (千円)	過去の月別			備考			
	合計	建物				林野	車両	その他	爆発	合計	虚報	誤報	その他	合計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	合計	全損						半損	小損	り災人員		過去3年	令和2年	令和元年
		全焼	半焼	部分焼	ぼや																											
令和2年	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	2	0	0	2	3	1	2	16	60	7,075	令和2年	令和2年	令和元年	令和2年・林野火災なし	
令和3年	4	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	3	1	0	1	1	2	0	0	2	2	1	0	12.93	26	185	令和3年	令和2年	令和元年	令和3年・林野火災なし	
令和4年	6	0	1	2	0	0	1	2	0	0	0	0	3	0	1	2	0	1	0	0	1	1	2	0	556.6	126.1	248	4	2	3		
1月	0								0				0					0										0	1	0		
2月	1			1					0				1			1	1	1			1	1	1			26.68	調査中	0	0	0		
3月	0								0				0					0									0	0	1			
4月	2							2	0				0					0								248	0	0	1		その他火災～ビニールハウス 235.2㎡ その他火災～畑地350.06㎡及び廃材	
5月	1			1					0				1			1	0	0								33.9	調査中	1	0	1		
6月	0								0				0				0	0									1	0	0			
7月	0								0				0				0	0									2	1	0			
8月	0								0				0				0	0									0	0	0			
9月	1						1		0				0				0	0				1					調査中	0	0	0		
10月	1		1						0				1		1		0	0							556.6	65.52	調査中	0	0	0		
11月	0								0				0				0	0									0	0	0			
12月	0								0				0				0	0									0	0	0			

令和4年 救急・救助・ドクターヘリ出動状況

区分	令和3年 (前年)	計	救 急 事 故 種 別														そ の 他			
			火 災	自然 災害	水 難	交通 事故	労働 災害	運動 競技	一 般 負傷	加 害	自 損行為	急 病	転院搬送			医 師 搬送	資 器 材 等搬送	そ の 他		
													うち 管内	うち 管外	うち 管内	うち 管外	うち 管内	うち 管外	うち 管内	うち 管外
救 急	出動件数	496 (79) 244	419 (55) 217				13 (2) 7	6 (1) 4	4 (2) 1	70 (8) 43	1 (1) 1	2 1	263 (37) 109	55 51			5 (4) 1			
	搬送人員	418 246	361 218				11 7	5 4	2 1	63 44		2 1	222 109	55 51			1 1			
	死 亡	11 3	14 3				1	1		1		1	9 2	1 1						
	傷 病 重 症	74 54	76 61				2 1	2 2		15 14			39 27	18 17						
	中 等 症	217 136	186 116				2 1	1 1	2 1	27 19		1 1	119 62	33 30			1 1			
	軽 症	116 53	85 39				6 5	1 1		20 11			55 19	3 3						
その他																				
備考	( ) 内、不搬送件数																			

区分	令和3年	計	救 助 事 故 種 別												
			火 災 (建 物)	火 災 (建物以外)	交通事故	水難事故	風 雨・ 自然災害	機械事故	建物事故	ガス及び 酸欠事故	爆発事故	その他の事故			
救助出動	出動件数	5	9			6									3
搬送人員	3	8			5									3	

ドク ター ヘリ	区分	令和3年	計	ドク ター ヘリ 要 請 救 急 事 故 種 別											
				火 災	自然災害	水 難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加 害	自損行為	急 病	転院搬送	その他
				要請件数	26	18				3	1				
搬送件数	13	5				1							4		
備考															

# 行政常任委員会報告事項

令和5年2月24日  
教育委員会

1. 工事請負契約の変更について . . . . . 資料1
2. 指定管理者の指定について . . . . . 資料2
3. 夕張市の保管するアイヌ遺骨の取扱方針（案）について 資料3

## 工事請負契約の締結について

## 1 工事請負契約名 登録有形文化財旧北炭夕張炭鉱模擬坑道復旧工事

- ・請負契約者名 北寿産業株式会社
- ・契約金額 312,400,000円
- ・変更契約額 316,063,000円
- ・増減額 3,663,000円
- ・竣工期限 令和5年9月30日

## 2 変更理由

上記施設の保存修理工事において、最深部に位置する「ゲート坑道」付近の地盤が不安定であることから地質調査を行った結果、安全確保のため「底盤部の補強」が必要になったことから追加工事を施工するもの。

また、資材費の高騰等による工事単価の変更及び資材・人工数等概数の確定に伴う設計変更を行うもの。

## 指定管理者の指定について

教育委員会所管の下記施設について、本年3月31日をもって管理運営に関する協定期間が満了となることから、再度指定管理者を指定し協定を締結しようとするもの。

### 1 夕張市石炭博物館

指定管理者：NPO法人炭鉱の記憶推進事業団 理事長 平野義文

指定管理期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

### 2 夕張市民健康会館

指定管理者：市民健康会館運営委員会 会長 伊藤博治

指定管理期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日（1年間）

### 3 夕張市営球場

指定管理者：夕張軟式野球連盟 会長 角田浩晃

指定管理期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日（1年間）



# 夕張市の保管するアイヌ遺骨の取扱い方針（案）概要

## 1 取扱い方針策定に関する背景

博物館等におけるアイヌ遺骨等の保管については、令和4年(2023年)7月に文化庁より「博物館等におけるアイヌの人々の遺骨及びその副葬品の保管状況等に関する再調査結果」として公表され、その後、尊厳ある慰霊実現に向け、適切な取扱いに資するよう「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」(通知)にて示されました。当市では、夕張市石炭博物館においてアイヌ遺骨を保管していることから、この通知に基づき取扱い方針(案)を作成します。

## 2 夕張市が保管しているアイヌ遺骨について

【発見年月】 令和2年3月

【発見場所】 夕張市石炭博物館

【遺骨情報】 ・頭蓋1(下顎なし)  
・個人からの寄贈  
・個人及び出土地域等不明

## 3 取扱い方針（案）

保管しているアイヌ遺骨は調査の結果、遺骨の個人や出土地域が確定できる情報が得られなかったことから、「個人及び出土地域等が特定されなかった遺骨」として取扱い、尊厳ある慰霊を実現するため、保管に適正な環境による慰霊施設において保管することを目指しています。

## 【今後のスケジュール】

取扱い方針（案）の周知及び  
意見募集（1か月間）

意見募集の集約

意見募集の結果及び回答周知

取扱い方針策定及び周知

最終の取扱い方針に基づき、国と協議の上、  
慰霊施設への保管等、尊厳ある慰霊の実現  
に向け最善の取扱いを実施する。

## 夕張市の保管するアイヌ遺骨の取扱方針（案）

令和5年2月21日

夕張市教育委員会

### 1 基本の方針

夕張市においては、現在、個人から寄贈されたアイヌ遺骨を夕張市石炭博物館にて保管している。当該遺骨は調査の結果、所有経緯等が不明であることから「個人及び出土地域が特定されなかった」アイヌ遺骨として取扱うこととする。

博物館等が保管するアイヌ遺骨については、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（国際連合総会第61会期平成19年9月13日採択（国連文書A/RES/61/295附属文書））の関連条項を参照しつつ「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」（平成25年6月14日アイヌ政策推進会議政策推進作業部会報告）「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」（平成26年6月20日閣副第363号、26文科振第126号）「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」（平成30年12月閣副第831号、30文科振第336号、国北総第91号）及び「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」（令和4年7月15日4文庁第1600号）を考慮し、また、アイヌの精神文化、アイヌの人々の心情等を踏まえて、アイヌの人々にアイヌ遺骨等を返還すること及びアイヌの人々による尊厳ある慰霊を実現することを基本的な考え方としている。

当市保管のアイヌ遺骨においては、個人及び出土地域が特定されていないことから、尊厳ある慰霊を実現するため、保管に適正な環境による慰霊施設において保管を目指すもの。

### 2 情報の周知

本方針と夕張市の保管するアイヌ遺骨等の情報については、アイヌの人々のプライバシー、心情等を尊重しつつ、夕張市のホームページにおいて公表する。

### 3 今後の対応

夕張市で保管しているアイヌ遺骨は、夕張市石炭博物館の前身施設である炭鉱資料館に個人から寄贈されたことが判明しているが、調査の結果、寄贈者が所有した経緯が不明であったことから、当該遺骨を「個人及び出土地域が特定されなかった」遺骨とし、保管に適正な環境による尊厳ある慰霊を実現するため、「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」（令和4年7月15日4文庁第1600号）に基づき、「個人及び出土地域が特定されなかったアイヌ遺骨等について」の取扱い事項にある「国と協議の上、国が北海道白老郡白老町に整備する民族共生象徴空間（ウポポイ）を構成するアイヌ遺骨等の慰霊及び管理のための施設（以下「慰霊施設」という）において保管すること」に準じ、国と協議の上、慰霊施設において保管することを目指す。

ただし、個人及び出土地域等が特定できる情報を得られた場合には、返還手続きを含めた方針を改めて定めることとする。

## 行政常任委員会報告事項

令和5年2月24日  
地域振興課

1. 夕張市公設地方卸売市場経営戦略について（商工観光係）・・・資料1
2. 夕張市農業委員会における委員の募集について（農林係）・・・資料2

## 夕張市公設地方卸売市場経営戦略

団 体 名	: 夕張市
事 業 名	: 夕張市公設地方卸売市場事業
策 定 日	: 令和 4 年 3 月
計 画 期 間	: 令和 5 年度 ~ 令和 14 年度

※複数の市場を有する事業にあつては、市場ごとの状況が分かるよう記載すること。

## 1. 事業概要

## (1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適	事業開始年月日	昭和48年10月
職 員 数	0 (指定管理者制度採用のため) 人	市場種別区分	地方卸売市場
次回再整備予定年度	—		
民間活用の状況	指定管理者制度	市場管理・運營業務全般	

## (2) 使用料形態

※取扱い種別、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

売上高割使用料の 概要・考え方	夕張市公設地方卸売市場条例で定めるとおり。 ・野菜:100分の8.5 ・果実:100分の8.5 ・生鮮水産物:100分の7.0 ・青果物加工品:100分の8.0 ・水産物加工品:100分の7.0 ・その他:100分の10.0
施設使用料の 概要・考え方	夕張市公設地方卸売市場条例で定めるとおり。 取扱金額の1,000分の5(実績なし)

## (3) 市場を取り巻く環境等

本卸売市場は昭和48年に開設し、市民への生鮮食料品の適切な価格形成と安定供給を維持する役割を果たしてきたが、人口減少や生活スタイルの変化等により、消費の減退と価格の低迷等、市場を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。  
また、本市の財政破綻を機に、平成18年度に策定した財政再建計画において、市場事業会計を平成23年度末で閉鎖し、当時の施設使用者に施設譲渡を行い、民営として存続させることを想定していたが、平成22年度に施設使用者から、施設譲渡の受け入れは困難であり、市場としての信頼性付与の観点から、「公設」としての市場の存続要望があったため、平成23年度から指定管理者制度を導入し、夕張友西市場株式会社が管理運営を行っている。  
なお、指定管理者制度による管理運営にあつては、施設の維持管理を含め、原則として市の負担が生じない内容となっている。

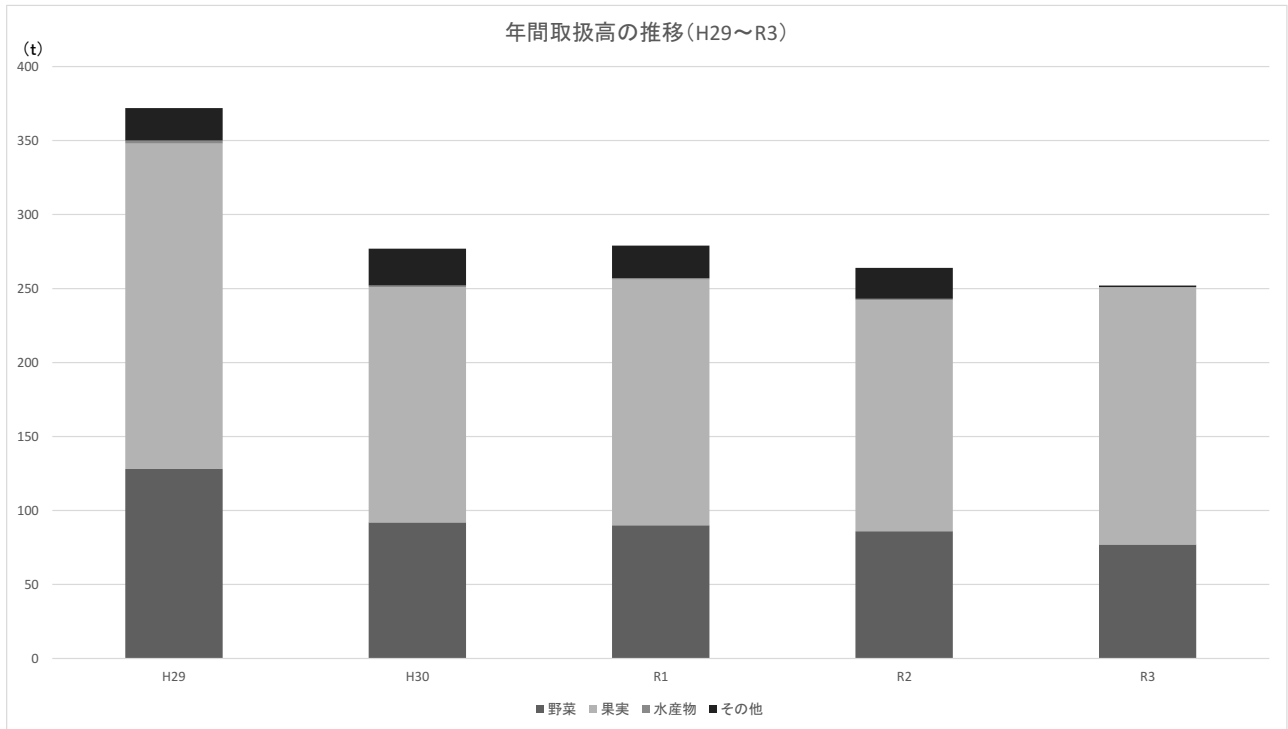
## (4) 現在の経営状況

年間取扱高 (t) ※過去3年度 分を記載	年度	野菜	果実	水産物	肉・鳥・卵類	その他	合計
	R1	90	166	1	0	2	259
	R2	86	156	1	0	3	246
	R3	77	174	1	0	2	254
年間税込 売上高 (百万円) ※過去3年度 分を記載	年度	野菜	果実	水産物	肉・鳥・卵類	その他	合計
	R1	14	97	1	0	5	117
	R2	12	91	2	0	4	109
	R3	14	111	1	0	4	130

## 2. 将来の事業環境

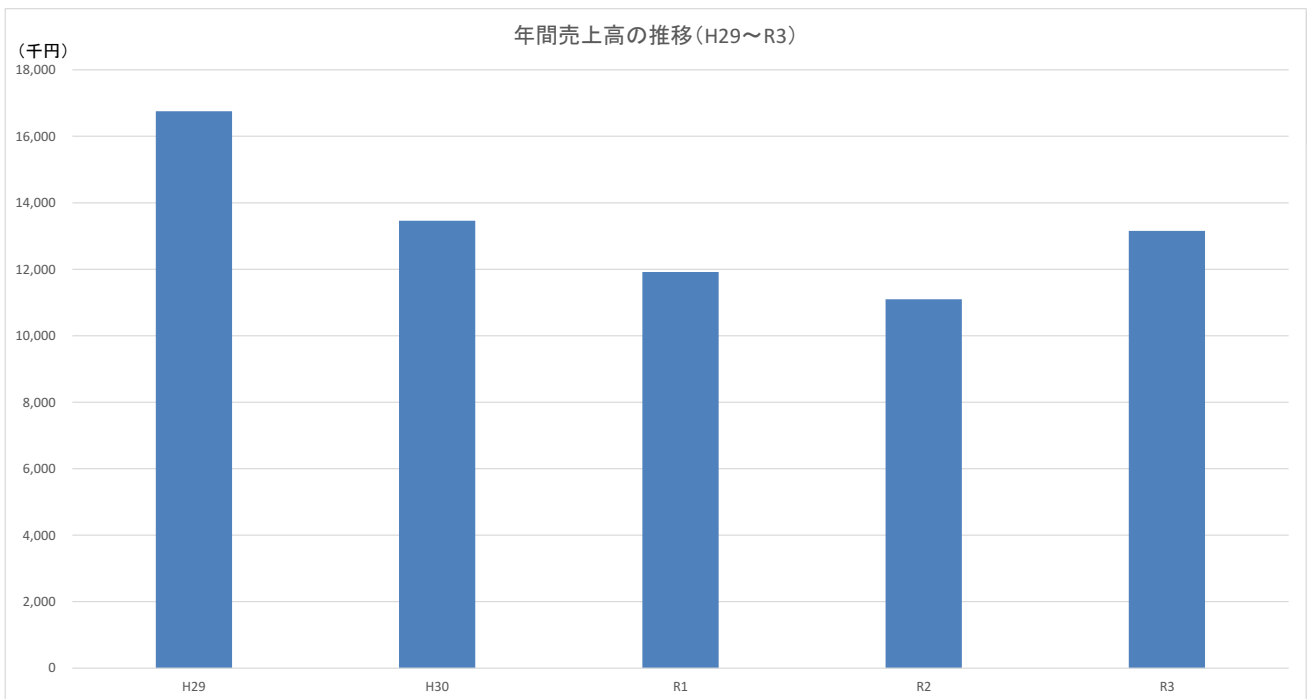
### (1) 取扱高(t)の見通し

取扱高は、ゆるやかな減少傾向で推移しているものの、野菜及び果実の大半が地元特産品(メロン、長いも)であり、直近3カ年度の取扱高は安定しているため、将来においても同様の取扱高を維持できるものと見込んでいる。  
今後も指定管理者及び地元農業団体との連携により、産地市場としての優位性を発揮した需要に対応する取扱量の確保と供給を図ることで、持続的な運営の確立と地域に根付いた事業の継続を目標とする。



### (2) 使用料収入の見通し

地元特産品(メロン、長いも)の安定した取扱高及び売上高を継続することで、持続的な事業の継続を目標とする。



(3) 施設の見直し

施設の老朽化が進んでいるが、指定管理者による適正な維持管理を継続していく。

○施設概要

- 施設名 : 夕張市公設地方卸売市場
- 位置 : 夕張市南清水沢4丁目105番地の1
- 設置目的 : 生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化と市民等の生活の安定に資するため。
- 構造等 : 【構造・規模】 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建  
 【敷地面積】 18,884.69平方メートル  
 【延床面積】 3,293.6平方メートル  
 【施設内容】 卸売場、管理事務所、業者事務所、冷蔵室ほか  
 【開設年月日】 昭和48年10月

○管理運営に関する経費

管理施設の修繕、改修等に係る費用については、原則、指定管理者の負担。



(4) 組織の見直し

平成23年度から指定管理者制度を採用しており、専任職員はいないが地域振興課職員が担当。管理監督体制については、定期的な報告や実地調査を実施する。

3. 経営の基本方針

本市場は、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化と市民等の生活の安定に資することを目的に設置した施設であるとともに、「夕張メロン」に代表される農産物等を供給する産地市場としての役割を担っている。今後もその役割を果たすため、以下のとおり基本方針を定める。

- 安定した市場運営を行い、市民等への安全・安心な生鮮食料品等の安定供給に努める。
- 卸売市場の役割を発揮、発信し、生鮮食料品等の消費拡大に向けた取り組みを推進する。
- 指定管理者制度の下で市場施設の適正な維持・整備を継続する。
- 卸売市場を取り巻く環境の変化に対応し、効率的な運営を進める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円)

収入	実績			計画									
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
総収入	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
前年度繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
使用料計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般会計からの繰出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取利息及び配当金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他(電柱敷地料)	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

支出	実績			計画									
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
総支出	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
市場管理費(営業費用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事務費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設改良費(総事業費)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他(基金積立金)	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

公設地方卸売市場管理基金	776	779	781	785	789	793	797	801	805	809	813	817	821
--------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

指定管理者による適正な維持管理を通じて施設を維持していくこととし、大規模修繕等が必要となった場合は、市場の運営状況等を勘案し、本戦略の見直しを含め対応を検討する。

② 収支計画のうち財源についての説明

売上高の維持を図り、手数料収入による指定管理者制度を継続していく。  
また、施設敷地内に設置された電柱敷地収入(年2,156円)については、施設維持等の財源に資するため、夕張市公設地方卸売市場管理基金に積み立てることとする。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

現行の指定管理者制度を継続していく。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。  
また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	指定管理者制度を継続していく。
投資の平準化	指定管理者による維持管理を継続。 原則、市からの投資は予定していない。
広域化	—
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料	売上高を維持することで、安定した手数料収入の確保を図っていく。
企業債	—
繰入金	現在、指定管理者により安定的な運営となっているため、今後も繰入金の計画は予定していない。
資産の有効活用等による収入増加の取組	—
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	なし。(今後も現行の指定管理者制度を継続)
管理運営費	なし。(今後も現行の指定管理者制度を継続)
職員給与費	なし。(今後も現行の指定管理者制度を継続)
その他の取組	—

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化と市民等の生活の安定に資するため、必要不可欠な事業である。
公営企業として実施する必要性	本市場は、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化と市民等の生活の安定に資することを目的に設置された施設であり、今後も健全な運営と取引の公平性を遵守して事業を実施していく。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	R8年度の指定管理の更新に向け、R7年度を目的に検証を行うほか、市場環境、施設状況に大きな変化がある場合は、本戦略の見直しを行う。
---------------------	---

## 夕張市農業委員会における委員の募集について (農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集概要)

### 1 夕張市農業委員及び夕張市農地利用最適化推進委員の候補者【共通項目】

募集方法	推薦又は公募
委員になれない者	任命（委嘱）予定日に次のいずれかの項目に該当する者は、応募できません。 ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・夕張市に住所を有しない者（特別な事情がある農業委員を除く。） ・夕張市の執行機関の委員である者（農業委員に限る。） ・夕張市の職員及び行政委員会の職員である者 ・市税等に滞納のある者
応募受付期間	令和5年3月1日（水）から令和5年3月28日（火）まで
応募受付時間	午前8時45分から午後5時30分まで
応募受付場所	夕張市農業委員会（夕張市地域振興課農林係内）

### 2 夕張市農業委員の候補者

要件	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者
任期	令和5年7月20日から令和8年7月19日まで 3年間
定数	7名
報酬	5,000円/日
主な業務	1 農地の権利移動や転用に係る許可等の審議、決定、関連する現地調査 2 農地等の利用の最適化に係る指針策定、現地調査、指導、監視 3 農業者からの相談対応、農業者への助言指導
提出書類	1 夕張市農業委員候補者推薦申込書又は応募申込書 2 そのほか、必要に応じて法人等の定款など
選任方法	応募受付期間中及び終了後に推薦・募集状況を公表。農業委員候補者評価委員会が候補者を評価し、市長が任命予定者を決定後、市議会の同意を得て任命。
その他	1 委員の過半数が認定農業者であり、農業委員会業務に利害関係を有しない者が含まれることが求められます。 2 身分は非常勤の特別職となり、業務には守秘義務が伴います。

### 3 夕張市農地利用最適化推進委員の候補者

要件	農業委員会が定める担当区域における農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者
任期	令和5年7月20日から令和8年7月19日まで 3年間
定数	5名（富野・清沼・沼ノ沢北・紅沼・滝ノ上地区から各1名）
報酬	5,000円/日
主な業務	1 担当区域内の農地に係る利用状況調査 2 農地等の利用の最適化に係る現地調査、農業者との調整、目標地図作成に係る地域協議 3 農業委員会における活動報告、意見申述
提出書類	1 夕張市農地利用最適化推進委員候補者推薦申込書又は応募申込書 2 そのほか、必要に応じて法人等の定款など
選任方法	応募受付期間中及び終了後に推薦・募集状況を公表。推進委員選考委員会が候補者の選考に意見し、農業委員会が委嘱者を決定・承認後に委嘱。
その他	身分は非常勤の特別職となり、業務には守秘義務が伴います。



# 行政常任委員会報告事項

令和5年2月24日  
建設課

1. 住宅管理業務の指定管理者について 資料1
2. 夕張市営住宅条例の一部改正について 資料2

## 住宅管理業務の指定管理者について

## 1 指定管理を行う施設

- (1) 施設名 夕張市営住宅、夕張市賃貸住宅及びこれらの共同施設
- (2) 所在地 市内各所

## 2 指定管理候補者

夕張市本町4丁目31番地  
株式会社YKM  
代表取締役社長 坂本 豊

## 3 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日

## 4 夕張市営住宅等指定管理者選定委員会

- (1) 日 時 令和5年2月10日（金曜日）
- (2) 委 員 4名（市職員4名）

## 5 選定結果

公の施設の名称	指定管理者氏名
夕張市営住宅、夕張市賃貸住宅 および共同施設	株式会社YKM

## 6 選定理由

夕張市営住宅等指定管理者選定委員会にて候補者の選定を行い、選定業者について令和2年度から令和4年度の3年間、本業務を実施してきていること、業務内容および市営住宅の状況を熟知していることから、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項5号、施行規則第5条第1項5号により現指定管理者を引続き指定管理者として選定したものの。

夕張市における公の施設の  
指定管理者の候補者選定審査報告書

令和5年2月

夕張市営住宅等指定管理者選定委員会

## 夕張市市営住宅等指定管理者の候補者選定に係る結果について

夕張市営住宅、夕張市賃貸住宅及びこれらの共同施設について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者制度を令和2年度から令和4年度において導入し、令和5年度が更新時期となります。

現在指定管理者となっている「株式会社YKM」において、令和2年度から令和4年度の3年間、本業務を実施してきたこと、業務内容および市営住宅の状況を熟知している、また入居者アンケートにおいても満足度が増加してきていることを委員会にて説明を行い、委員より了承を得たことから、その結果を次のとおり報告します。

令和5年2月13日

夕張市長 厚谷 司 様

夕張市営住宅指定管理者当選定委員会 委員長 本間 和彦

### 記

#### 1 指定管理者候補者

公の施設の名称	指定管理者氏名
夕張市営住宅、夕張市賃貸住宅 及び共同施設	株式会社 YKM

## 夕張市営住宅条例及び賃貸住宅条例の一部改正について

令和5年2月 日

## 1. 条例の一部改正の内容

一部改正・・・市営住宅条例(2.の除却による管理戸数の整理)

## 2. 除却による管理戸数の整理について

令和4年度末(令和5年3月末)時点での管理戸数を整理したうえで、条例「別表」の改正を行う(施行日～公布の日)。

種別	改正前		改正後		増減		増減内訳					
							除却		建設		錯誤	
	棟	戸	棟	戸	棟	戸	棟	戸	棟	戸	棟	戸
公営住宅	100	936	100	936	-	-	-	-	0	0	0	0
改良住宅	153	1,604	142	1,541	▲11	▲63	▲11	▲63	0	0	0	0
賃貸住宅	100	570	100	570	-	-	-	-	0	0	0	0
合計	353	3,110	342	3,047	▲11	▲63	▲11	▲63	0	0	0	0

(※改正後はR5.3月議会後の管理戸数)

## 【参考】

※地区別市営住宅の除却一覧

地区名	棟	戸	種別内訳
清水沢清陵町	8	51	改良 8棟 51戸
紅葉山初ヶ台	3	12	改良 3棟 12戸
小計	11	63	

夕張市営住宅条例新旧対照表

現行							改正案							備考
○夕張市営住宅条例 平成 10 年 3 月 26 日 条例第 17 号  (名称及び位置) 第 3 条 市営住宅の名称及び位置は別表のとおりとする。 別表 1 市営住宅 ～略～  2 改良住宅							○夕張市営住宅条例 平成 10 年 3 月 26 日 条例第 17 号  (名称及び位置) 第 3 条 市営住宅の名称及び位置は別表のとおりとする。 別表 1 市営住宅 ～略～  2 改良住宅							
所在地	建設年度	構造	管理戸数		使用料	備考	所在地	建設年度	構造	管理戸数		使用料	備考	
			棟	戸						棟	戸			
(略)							(略)							
清水沢清陵町	46	簡易耐火2階建	10	14	16,200		清水沢清陵町	46	簡易耐火2階建	10	14	16,200		
				9	32,300						9	32,300		
				11	36,100						11	36,100		
	45	耐火3階建	1	18	16,200		45	耐火3階建	1	18	16,200			
	47	簡易耐火2階建	13	29	17,600		47	簡易耐火2階建	13	29	17,600			
				14	34,000					14	34,000			
8				38,200		8				38,200				
48	〃	9	29	18,200		48	〃	9	29	18,200				

				3	35,100	
				4	38,300	
		耐火3階建	2	36	18,200	
	49	簡易耐火2階建	<u>24</u>	<u>115</u>	19,400	
		耐火3階建	<u>3</u>	<u>54</u>	19,400	
	50	簡易耐火2階建	<u>9</u>	<u>43</u>	20,500	
		耐火3階建	5	90	20,500	
	54	簡易耐火2階建	3	13	28,300	
		耐火3階建	5	90	28,000	
(略)						
紅葉山243番地	44	簡易耐火2階建	5	21	8,000	
	45	〃	<u>4</u>	<u>16</u>	8,000	
(略)						

3 共同施設 ～略～

				3	35,100	
				4	38,300	
		耐火3階建	2	36	18,200	
	49	簡易耐火2階建	<u>19</u>	<u>91</u>	19,400	
		耐火3階建	<u>2</u>	<u>36</u>	19,400	
	50	簡易耐火2階建	<u>7</u>	<u>34</u>	20,500	
		耐火3階建	5	90	20,500	
	54	簡易耐火2階建	3	13	28,300	
		耐火3階建	5	90	28,000	
(略)						
紅葉山243番地	44	簡易耐火2階建	5	21	8,000	
	45	〃	<u>1</u>	<u>4</u>	8,000	
(略)						

3 共同施設 ～略～

除却による減

除却による減

除却による減

除却による減

# 行政常任委員会報告事項

令和5年2月24日  
土木水道課

- 1 工事請負契約の締結について . . . . . 資料



### 工事請負契約の締結について

先に契約した「市道清水沢沼の沢線清水沢橋架替工事（上部工製作）」の請負契約の変更に伴い、地方自治法第96条第1項第5号規定及び夕張市議会の議決に付すべき契約に関する条例により、議会の議決を得るものでありますので、提案するものであります。

工事名：市道清水沢沼の沢線清水沢橋架替工事（上部工製作）

現 契 約 額：153,978,000円

（当初契約額124,971,000円から29,007,000円増額 R4.10.27議決）

設計変更後仮契約額：156,970,000円

（2,992,000円増額）

※設計変更の事由：鋼材等の単価上昇による請負金額の変更

（契約書第26条第5項の規定に基づく賃金又は物価変動による変更）

# 行政常任委員会報告事項

令和5年2月24日

市 民 課

1. 夕張市国民健康保険条例の一部改正について **【資料1】**
2. 指定管理者の指定について（南部コミュニティセンター） **【資料2】**
3. セロカーボンシティ宣言について **【資料3】**

## 夕張市国民健康保険条例の一部改正について

### 1. 改正内容

#### (1) 後期高齢者支援金等賦課限度額の改正

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等賦課限度額を引き上げる。

現行	改正後（案）
【後期分】 200,000 円	【後期分】 <u>220,000 円</u>

※医療分 650,000 円と介護分 170,000 円は変更なし。

#### (2) 軽減判定所得の改正

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、軽減判定所得の見直しを行う。

現行	改正後（案）
【基準額：5割軽減】 285,000 円	【基準額：5割軽減】 <u>290,000 円</u>
【基準額：2割軽減】 520,000 円	【基準額：2割軽減】 <u>535,000 円</u>

#### (3) 出産育児一時金の支給額の改正

健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げる。

現行	改正後（案）
408,000 円	<u>488,000 円</u>

(4) 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、非自発的失業者に係る国民健康保険料軽減対象者等を把握する際に雇用保険受給資格通知を用いることを可能とするものの改正

## (5) 国民健康保険料率の改正

保険料の料率は、北海道が目指す保険料水準の統一（令和6年度）と保険料の統一（令和12年度）に向け本市も足並みを揃えていくべく令和4年度から段階的に保険料率を引き戻す方針としていることから、令和5年度の料率についても改めるため条例の一部を改正しようとするものである。

現行		改正後（案）	
<b>【医療分】</b>		<b>【医療分】</b>	
・均等割	18,400 円	・均等割	<u>22,200 円</u>
・平等割	16,100 円	・平等割	<u>21,600 円</u>
・所得割	5.9%	・所得割	<u>6.4%</u>
<b>【後期分】</b>		<b>【後期分】</b>	
・均等割	6,300 円	・均等割	<u>7,300 円</u>
・平等割	5,500 円	・平等割	<u>7,000 円</u>
・所得割	2.23%	・所得割	<u>2.26%</u>
<b>【介護分】</b>		<b>【介護分】</b>	
・均等割	6,300 円	・均等割	<u>7,500 円</u>
・平等割	4,200 円	・平等割	<u>5,500 円</u>
・所得割	1.62%	・所得割	<u>1.74%</u>

2. 施行日 令和5年4月1日

3. 新旧対照表 次ページ

夕張市国民健康保険条例（昭和45年条例第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第14条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の<u>5.9</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>18,400円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 1世帯につき <u>16,100円</u>。ただし、特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の世帯別平等割は、<u>16,100円</u>に2分の1を乗じて得た額とし、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以降8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の世帯別平等割は、<u>16,100円</u>に4分の3を乗じて得た額</p> <p>第14条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の<u>2.23</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>6,300円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 1世帯につき <u>5,500円</u>。ただし、特定世帯の世帯別平等割は、<u>5,500円</u>に2分の1を乗じて得た額とし、特定継続世帯の世帯別平等割額は、<u>5,500円</u></p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し、出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第14条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の<u>6.4</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>22,200円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 1世帯につき <u>21,600円</u>。ただし、特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の世帯別平等割は、<u>21,600円</u>に2分の1を乗じて得た額とし、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以降8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の世帯別平等割は、<u>21,600円</u>に4分の3を乗じて得た額</p> <p>第14条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の<u>2.26</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>7,300円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 1世帯につき <u>7,000円</u>。ただし、特定世帯の世帯別平等割は、<u>7,000円</u>に2分の1を乗じて得た額とし、特定継続世帯の世帯別平等割額は、<u>7,000円</u></p>

に4分の3を乗じて得た額とする。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の6の9 第14条の6の3又は第14条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第21条第1項において同じ。)は、200,000円を超えることができない。

第14条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.62
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 6,300円
- (3) 世帯別平等割 1世帯につき 4,200円

(低所得者の保険料の減額)

第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする。

- (1) (略)
- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に285,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険

に4分の3を乗じて得た額とする。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の6の9 第14条の6の3又は第14条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第21条第1項において同じ。)は、220,000円を超えることができない。

第14条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.74
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 7,500円
- (3) 世帯別平等割 1世帯につき 5,500円

(低所得者の保険料の減額)

第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする。

- (1) (略)
- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に290,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険

料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に520,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の6の3又は第14条の6の6」と、「650,000円」とあるのは「200,000円」と読み替えるものとする。

3 (略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第26条の2 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由

2 前項の届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければ

料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に535,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の6の3又は第14条の6の6」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と読み替えるものとする。

3 (略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第26条の2 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由

2 前項の届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証 又は同令第19条第3

ばならない。

項に規定する雇用保険受給資格通知を提示して行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る夕張市国民健康保険条例第5条の2の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の夕張市国民健康保険条例の規定は、令和5度以後の年度分の保険料について適用し、令和4度分までの保険料については、なお従前の例による。



## 指定管理者の指定について

### 1. 指定管理者を指定しようとする施設

夕張市南部コミュニティセンター

### 2. 指定管理者の候補者

南部コミュニティセンター運営委員会

委員長 前田 安幸

### 3. 指定管理期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間

## ゼロカーボンシティ宣言について

### 1. ゼロカーボンシティ宣言とは

- ・近年、温室効果ガスの増加が原因とされる地球温暖化、そしてそれに起因すると考えられる大規模な気象災害が世界中で頻発。
- ・日本においても、記録的な猛暑や豪雨による自然災害が毎年発生するようになった。
- ・こうした背景から、環境省は「2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを指す旨を首長自ら又は地方公共団体が公表した」地方公共団体を『ゼロカーボンシティ』としているもの。

### 2. 全国、北海道内の宣言状況(環境省ホームページ 2023年1月31日時点)

- ①全国 :45 都道府県、766 市町村、20 特別区
- ②北海道内:北海道、84 市町村(道内市町村においては今後急速に増加するものと予想)

### 3. 夕張の状況

これまで未宣言であったことから、本年3月付けで宣言を市ホームページに公開予定。

### 4. 宣言後の具体的施策

- ・今後の検討となるが、現行事業においても、現在本体工事を行っている市立診療所の建替えにおいては照明のLED化や効率的な暖房により、現行施設と比較しかなりの省エネが見込めるほか、市役所庁舎建替えにおいても同様の検討を進めている。

# 行政常任委員会報告事項

令和5年2月24日  
保健福祉課

1. 財産の取得について 資料-1
2. 工事請負契約の変更について 資料-2
3. 夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の  
設置並びに管理に関する条例の一部改正について 資料-3
4. 夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の  
利用料金並びに手数料に関する条例の一部改正  
について 資料-4
5. 夕張市出産子育て応援事業について 資料-5

## ○財産の取得について

- 1 物品売買契約名 リハビリテーション機器購入
  - ・契約者名 株式会社竹山岩見沢支店
  - ・仮契約額 22,000,000円
  - ・納期 令和5年8月31日
  
- 2 物品売買契約名 病棟用電動ベッド他購入
  - ・契約者名 株式会社竹山岩見沢支店
  - ・仮契約額 31,900,000円
  - ・納期 令和5年8月31日
  
- 3 物品売買契約名 館内什器一式購入
  - ・契約者名 株式会社ムトウ岩見沢支店
  - ・仮契約額 42,075,000円
  - ・納期 令和5年8月31日
  
- 4 物品売買契約名 薬剤科機器他購入
  - ・契約者名 株式会社スズケン岩見沢支店
  - ・仮契約額 21,780,000円
  - ・納期 令和5年8月31日

地方自治法第96条第1項第8号及び夕張市財産条例第2条により、  
議会の議決を得ようとするもの

## ○工事請負契約の変更について

## 1 概要

(仮称)夕張市立診療所・介護医療院建設工事に係る工事請負契約について、建築資材物価及び労務単価の上昇により設計変更することから、下記のとおり契約額の変更を行う予定であるもの。

(契約金額※概算額)

	変更前	設計変更額	増減
建築主体工事	1,391,214,000 円	1,549,889,000 円	158,675,000 円
電気設備工事	465,168,000 円	476,861,000 円	11,693,000 円
機械設備工事	853,578,000 円	906,587,000 円	53,009,000 円
	計		223,377,000 円

○夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の設置並びに管理  
に関する条例の一部改正について

(1) 趣旨

- ①介護老人保健施設の廃止及び介護医療院の開設による改正
- ②移転に伴い位置を変更することによる改正
- ③その他文言整理

(2) 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

(3) 施行日

令和5年9月1日から施行し、施行日以降に適用する。

夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の設置並びに管理に関する条例（平成19年2月6日条例第1号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>○夕張市立診療所及び<u>介護老人保健施設</u>夕張の設置並びに管理に関する条例 （平成19年2月6日条例第1号）</p> <p>（設置） 第1条 省略 2 診療所に介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第9条第25項</u>に規定する<u>介護老人保健施設</u>（以下「<u>老健施設</u>」という。）を附置する。</p> <p>（名称と位置） 第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 夕張市立診療所 位置 夕張市<u>社光6番地</u> 2 <u>老健施設</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 <u>介護老人保健施設 夕張</u> 位置 夕張市<u>社光6番地</u></p> <p>（指定管理者による管理） 第3条 診療所並びに<u>老健施設</u>（以下「診療所等」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指</p>	<p>○夕張市立診療所及び<u>介護医療院</u>夕張の設置並びに管理に関する条例 （平成19年2月6日条例第1号）</p> <p>（設置） 第1条 省略 2 診療所に介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第29項</u>に規定する<u>介護医療院</u>を附置する。</p> <p>（名称と位置） 第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 夕張市立診療所 位置 夕張市<u>若菜8番地</u> 2 <u>介護医療院</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 <u>介護医療院夕張</u> 位置 夕張市<u>若菜8番地</u></p> <p>（指定管理者による管理） 第3条 診療所並びに<u>介護医療院</u>（以下「診療所等」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体</p>

<p>定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>2 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 診療所における診療等に関すること</p> <p>(2) <u>老健施設</u>における保健医療サービス及び福祉サービスに関すること</p> <p>(3) 施設及び設備の維持管理に関すること</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの</p> <p>(利用料金及び手数料)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 利用料金及び手数料の額は、夕張市立診療所及び<u>介護老人保健施設夕張</u>の利用料金並びに手数料に関する条例(平成19年条例第2号。以下「利用料金等に関する条例」という。)に定める額とする。</p> <p>3 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>2 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 診療所における診療等に関すること</p> <p>(2) <u>介護医療院</u>における保健医療サービス及び福祉サービスに関すること</p> <p>(3) 施設及び設備の維持管理に関すること</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの</p> <p>(利用料金及び手数料)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 利用料金及び手数料の額は、夕張市立診療所及び<u>介護医療院夕張</u>の利用料金並びに手数料に関する条例(平成19年条例第2号。以下「利用料金等に関する条例」という。)に定める額とする。</p> <p>3 省略</p> <p>以下省略</p> <p><u>附 則(令和 年 月 日条例第 号)</u></p> <p><u>この条例は、令和5年9月1日から施行する。</u></p>
--	--



○夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の利用料並びに手数料に関する条例の一部改正について

(1) 趣旨

- ①介護老人保健施設の廃止及び介護医療院の開設による改正
- ②利用料の算定根拠である国告示の改廃止による改正
- ③介護老人保健施設の廃止に伴い介護老人保健施設で提供している通所リハビリテーション等を廃止することによる改正
- ④その他文言整理

(2) 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

(3) 施行日

- ①令和5年9月1日から施行し、施行日以降に適用する。  
ただし、利用料の算定根拠である国告示の改廃止による改正規定は、公布日から施行する。
- ②改正後の規定は、施行日以後の診療等から適用し、同日前までの診療等については、なお従前の例による。

夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の利用料金並びに手数料に関する条例（平成19年2月6日条例第2号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>○夕張市立診療所及び<u>介護老人保健施設</u>夕張の利用料金並びに手数料に関する条例 (平成19年2月6日条例第2号)</p> <p>(設置) 第1条 夕張市立診療所（以下「診療所」という。）及び診療所に附置された<u>介護老人保健施設</u>（以下「<u>老健施設</u>」という。）の利用料金及び手数料の額並びに徴収に関する手続きについては、この条例の定めるところによる。</p> <p>(利用料金及び手数料) 第2条 診療所及び<u>老健施設</u>（以下「診療所等」という。）の診療等を受ける者等の利用料金及び手数料の額は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) <u>健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）別表第1医科診療報酬点数表及び入院時食事療養費に係る食事療養費の費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第237号）</u>により算定した額  (2) ～ (5) 省略  (6) <u>老健施設</u>において、<u>介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第8項に規定する通所リハビリテーション又は同法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション等」という。）</u>を受ける場合は、<u>同法の規定により定められた通所リハビリテーション等に係る費用の額、同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護若しくは同条第25項に規定する介護保険施設サービス又は同法第8条の2第10項に規定する介護予防短</u></p>	<p>○夕張市立診療所及び<u>介護医療院</u>夕張の利用料金並びに手数料に関する条例 (平成19年2月6日条例第2号)</p> <p>(設置) 第1条 夕張市立診療所（以下「診療所」という。）及び診療所に附置された<u>介護医療院</u>の利用料金及び手数料の額並びに徴収に関する手続きについては、この条例の定めるところによる。</p> <p>(利用料金及び手数料) 第2条 診療所及び<u>介護医療院</u>（以下「診療所等」という。）の診療等を受ける者等の利用料金及び手数料の額は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) <u>診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表、別表第2歯科診療報酬点数表及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）</u>により算定した額  (2) ～ (5) 省略  (6) <u>介護医療院</u>において、<u>介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第10項に規定する短期入所療養介護若しくは同条第26項に規定する施設サービス又は同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護等」という。）</u>を受ける場合は、<u>同法の規定により定められた短期入所療養介護等に係る費用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める食費及び居住費又は滞在費の基準費用額の範囲内で夕張市立診療所及び介護医療院</u></p>

期入所療養介護(以下「短期入所療養介護等」という。)を受ける場合は、同法の規定により定められた短期入所療養介護等に係る費用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める食費及び居住費又は滞在費の基準費用額の範囲内で夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の設置並びに管理に関する条例(平成19年条例第1号)第4条の規定により診療所等の管理を行う指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)が市長の承認を得て定める額

- 2 省略
- 3 省略

以下省略

別表 省略

夕張の設置並びに管理に関する条例(平成19年条例第1号)第4条の規定により診療所等の管理を行う指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)が市長の承認を得て定める額

- 2 省略
- 3 省略

以下省略

附 則 (令和 年 月 日条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の夕張市立診療所及び介護医療院夕張の利用料金並びに手数料に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療等から適用し、同日前までの診療等については、なお従前の例による。

別表 省略

## 夕張市出産子育て応援事業について

## 1. 背景目的

国の令和4年度第2次補正予算に盛り込まれた子ども・子育て支援事業の1つ  
全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産子育てができるよう、孤立や不安を妊娠期から  
出産、子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走  
型相談支援の充実を図るとともに、国の交付金を活用し、妊娠の届出や出生の届出を行  
った妊婦・子育て世帯に対し、経済的負担の軽減を図る支援を一体的に実施するもの。

## 2. 実施主体 夕張市

## 3. 事業内容

## 1) 既存 伴走型相談支援

妊娠届時、妊娠8か月前後、出産後の3回にわたり保健師による相談支援を実施。  
面談の中で、妊娠期の気持ちや健康状態、家庭の状況等を把握するためのアンケートの  
実施や妊娠、出産の過ごし方、手続き等見通しがわかる子育てガイドを提示し、活用で  
きるサービスの利用を案内する等により不安や孤立の軽減を図る。

## 2) 新規 出産・子育て応援ギフト：仮称夕張はぐくみ応援ギフトの支給（当面現金給付）

①夕張はぐくみ応援ギフト（出産）：妊娠届出時面談終了後、妊婦に対し 5万円を  
給付

②夕張はぐくみ応援ギフト（子育て）：出生届出後の面談終了後、子ども1名に対し  
5万円を給付

1)・2) を一体的に実施する

## 4. 事業開始時期

令和5年3月中

## 5. 対象者

令和4年4月1日以降、妊娠届または出生届を出した妊婦または産婦とその子ども

## 6. 対象数

26名

令和4年4月1日～令和5年9月末までに出産済み（見込を含む）の妊産婦と子ども

## 7. 周知

既に出産済み、妊娠届提出済みの対象者に対し、3月中に個別通知により周知  
以降は妊娠届出面談時に事業説明を行う

## 8. 事業費 470万

財源：国2/3、道1/6、市1/6（ただし、システム改修費用については国10/10）

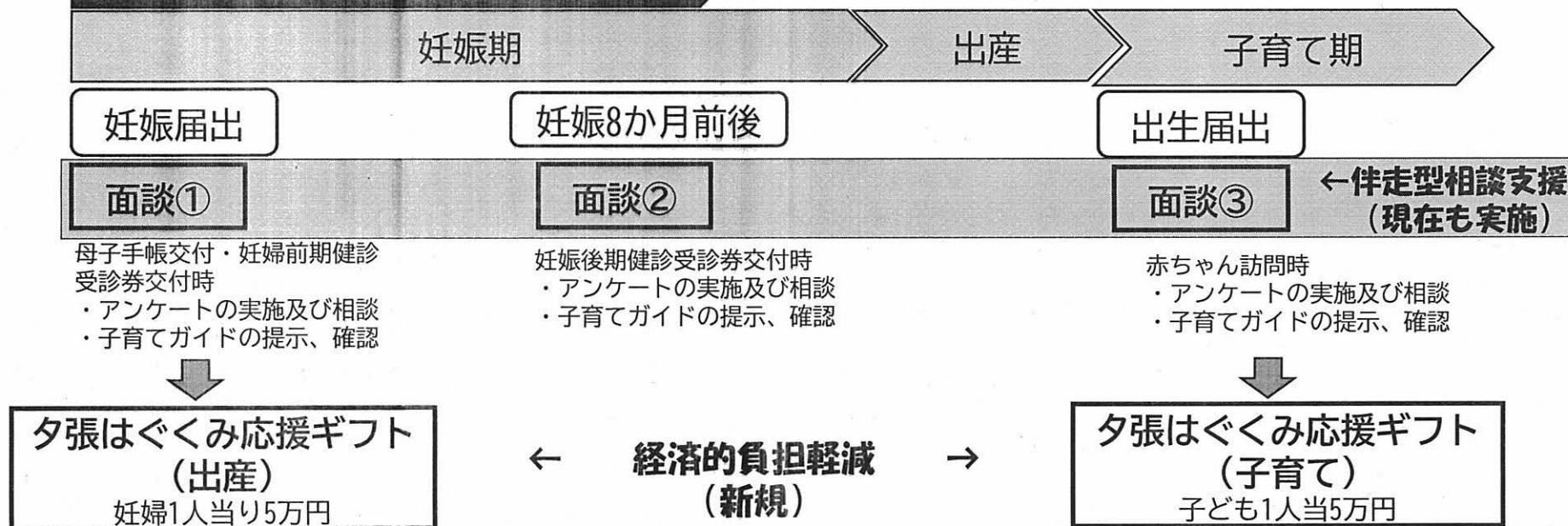
# 夕張市出産子育て応援事業 全体像

参考資料

## 事業の目的

- 妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実
  - 妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯に対し、経済的負担の軽減を図る
- これらの支援を一体的に実施する

## 伴走型支援と経済的負担軽減の流れ



# 行政常任委員会報告事項

令和5年2月24日

総務課

1. 夕張市職員給与条例の一部改正について 【資料1】
  
2. 夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について 【資料2】
  
3. 個人情報保護法の改正に伴う関係条例の整備について
  - 1) 個人情報保護法の改正について 【資料3-1】
  - 2) 夕張市個人情報保護法施行条例の制定について 【資料3-2】
  - 3) 夕張市情報公開条例の一部改正について 【資料3-3】
  - 4) 夕張市行政不服審査会条例の一部改正について 【資料3-4】

## 夕張市職員給与条例の一部改正について

### 1. 改正の趣旨

- ・令和4年度の『国、北海道及び夕張市の三者協議』及びその後の事務折衝において、一定の方向性が示されたことから、現在一律7%の削減を行っている職員の給料について、一律5%削減に改善するため、条例の一部改正を行おうとするもの。
- ・なお、条例の一部改正案を市議会提案するにあたっては、関係する財政再生計画変更の議決から大臣同意を得られた後とする。

### 2. 改正条例の施行日

令和5年4月1日

### 3. 新旧対照表

以下のとおり

夕張市職員給与条例（昭和31年条例第6号）新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>附 則 第1項～第13項 略</p> <p>14 平成30年4月1日から<u>当分の間</u>における行政職給料表の適用を受ける職員の給料月額、第4条及び第4条の2（夕張市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第15条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、その額に100分の7を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第24条の規定中第21条から第23条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額の算出のための給料の月額、第24条の2第2項に規定する給料月額、第25条第4項及び第25条の4第4項に規定する期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額並びに退職手当支給条例第3条から第5条及び第7条に規定する給料月額については、この限りでない。</p>	<p>附 則 第1項～第13項 略</p> <p>14 平成30年4月1日から<u>令和5年3月31日までの間</u>における行政職給料表の適用を受ける職員の給料月額は、第4条及び第4条の2（夕張市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第15条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、その額に100分の7を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第24条の規定中第21条から第23条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額の算出のための給料の月額、第24条の2第2項に規定する給料月額、第25条第4項及び第25条の4第4項に規定する期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額並びに退職手当支給条例第3条から第5条及び第7条に規定する給料月額については、この限りでない。</p> <p>15 <u>令和5年4月1日から当分の間における行政職給料表の適用を受ける職員の給料月額は、第4条及び第4条の2（夕張市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第15条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、その額に100分の5を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第24条の規定中第21条から第23条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額の算出のための給料の月額、第24条の2第2項に規定する給料月額、第25条第4項及び第25条の4第4項に規定する期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額並びに退職手当支給条例第3条から第5条及び第7条に規定する給料月額については、この限りでない。</u></p>

## 夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

## 1. 改正の趣旨

- ・会計年度任用職員の給与又は報酬は「類似する職務に従事する常勤職員の初号給の給料月額を基礎とし、必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定める」こととしている。
- ・上記を受け、今般、国、北海道との協議、及び財政再生計画変更の大臣同意を経たうえで『夕張市職員給与条例』の一部改案を市議会に提案しようとしていることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償についてもあわせて改正を行うもの。

## 2. 改正条例の施行日

令和5年4月1日

## 3. 新旧対照表

以下のとおり

夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第28号）  
新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第1 会計年度任用職員給料表(第4条関係) (単位:円)			別表第1 会計年度任用職員給料表(第4条関係) (単位:円)		
職務の級 号俸	1級	2級	職務の級 号俸	1級	2級
1	135,900	181,900	1	<u>142,600</u>	<u>188,600</u>
2	136,900	183,500	2	<u>143,700</u>	<u>190,300</u>
3	138,100	185,200	3	<u>144,800</u>	<u>192,000</u>
4	139,100	186,900	4	<u>145,900</u>	<u>193,800</u>
5	140,100	188,300	5	<u>146,900</u>	<u>195,200</u>
6	141,100	190,000	6	<u>148,000</u>	<u>196,900</u>
7	142,200	191,600	7	<u>149,000</u>	<u>198,600</u>
8	143,200	193,300	8	<u>150,100</u>	<u>200,300</u>
9	144,100	194,800	9	<u>151,000</u>	<u>201,800</u>
10	145,400	196,500	10	<u>152,300</u>	<u>203,500</u>
11	146,600	198,100	11	<u>153,600</u>	<u>205,200</u>
12	147,800	199,800	12	<u>154,800</u>	<u>207,000</u>
13	148,900	201,100	13	<u>155,900</u>	<u>208,300</u>
14	150,300	202,800	14	<u>157,400</u>	<u>210,000</u>
15	151,700	204,400	15	<u>158,800</u>	<u>211,600</u>
16	153,200	206,000	16	<u>160,300</u>	<u>213,300</u>
17	154,300	207,600	17	<u>161,400</u>	<u>214,800</u>
18	155,700	209,200	18	<u>162,700</u>	<u>216,500</u>
19	157,100	210,700	19	<u>164,000</u>	<u>218,000</u>
20	158,500	212,200	20	<u>165,300</u>	<u>219,400</u>
21	159,700	213,500	21	<u>166,600</u>	<u>220,600</u>
22	162,200	215,100	22	<u>169,000</u>	<u>222,200</u>
23	164,700	216,600	23	<u>171,300</u>	<u>223,700</u>



24	167,100	218,000
25	169,500	219,000
26	171,100	220,400
27	172,600	221,700
28	174,100	222,800
29	175,500	223,900
30	177,100	225,000
31	178,800	225,900
32	180,400	227,100
33	181,900	228,300
34		229,200
35		230,300
36		231,500
37		232,400
38		233,600
39		234,700
40		235,900
41		237,200
42		238,500
43		239,600
44		240,700
45		241,800
46		243,000
47		244,200
48		245,200
49		246,200
50		247,200
51		248,500
52		249,700
53		250,600
54		251,600
55		252,800
56		254,000

24	<u>173,700</u>	<u>225,100</u>
25	<u>176,000</u>	<u>226,100</u>
26	<u>177,600</u>	<u>227,500</u>
27	<u>179,100</u>	<u>228,700</u>
28	<u>180,700</u>	<u>229,900</u>
29	<u>182,200</u>	<u>231,000</u>
30	<u>183,800</u>	<u>231,900</u>
31	<u>185,500</u>	<u>232,900</u>
32	<u>187,100</u>	<u>233,800</u>
33	<u>188,600</u>	<u>234,900</u>
34		<u>235,700</u>
35		<u>236,600</u>
36		<u>237,500</u>
37		<u>238,400</u>
38		<u>239,600</u>
39		<u>240,800</u>
40		<u>242,000</u>
41		<u>243,200</u>
42		<u>244,600</u>
43		<u>245,700</u>
44		<u>246,900</u>
45		<u>247,900</u>
46		<u>249,000</u>
47		<u>250,300</u>
48		<u>251,300</u>
49		<u>252,400</u>
50		<u>253,300</u>
51		<u>254,500</u>
52		<u>255,500</u>
53		<u>256,500</u>
54		<u>257,400</u>
55		<u>258,400</u>
56		<u>259,500</u>

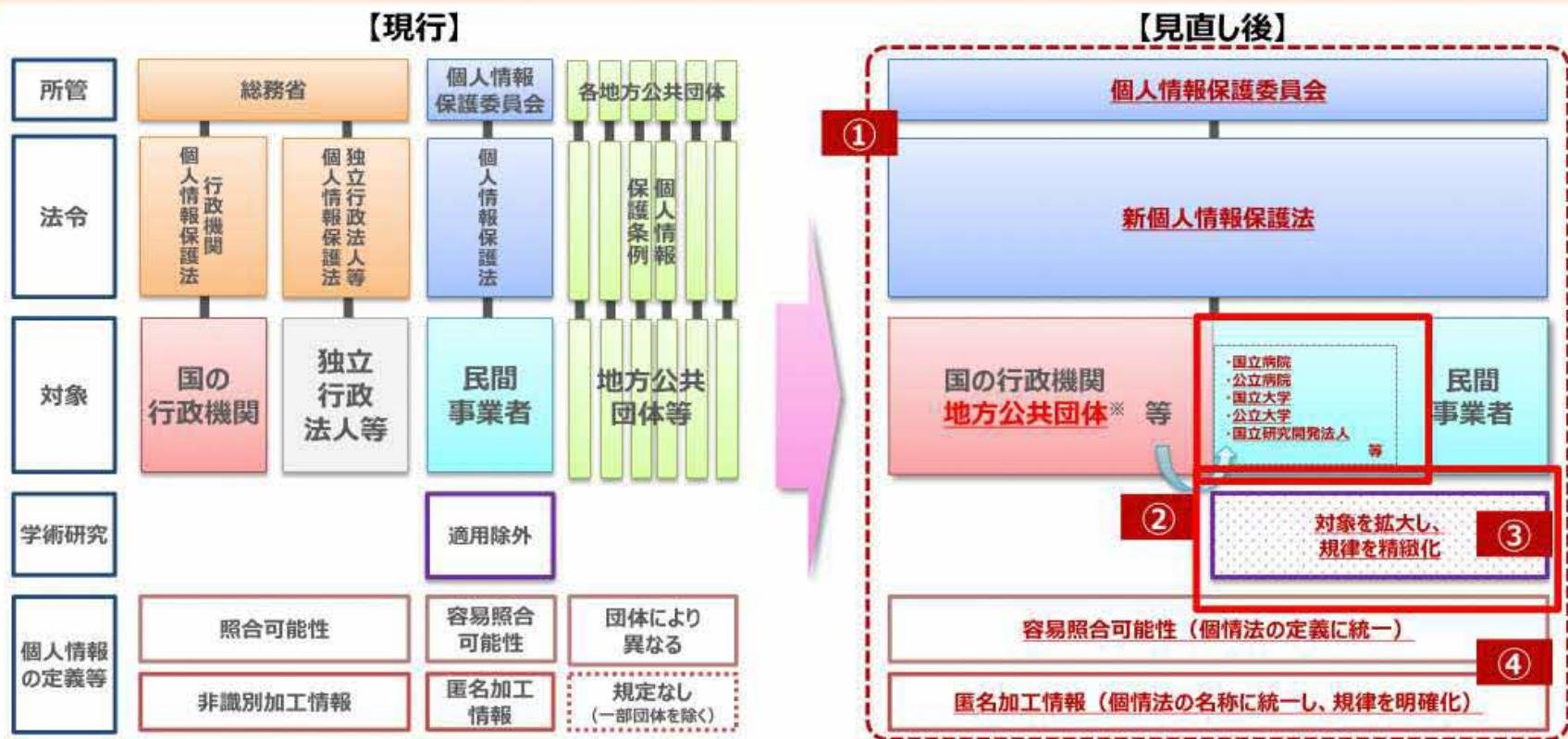
## 個人情報保護法の改正について

### 1. 法改正の趣旨

- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、個人情報の保護に関する法律が改正 (R3.5.19 公布、R5.4.1 施行)。
- 国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者によって個人情報保護法が別々に存在し、さらに地方公共団体を対象とした法律が未整備であったという課題を解消するため、3本の個人情報保護法が1本に統合、さらに地方公共団体の取扱いも包含され、個人情報の保護に関する全国共通ルールが法律で定められることとなった(次ページ参照)。
- なお、改正後の法律は、地方公共団体の機関等にも直接適用となるが、議会については適用除外。
- 夕張市においても令和5年4月1日から法の適用を受けることとなるため、現在運用している夕張市個人情報保護条例を廃止するとともに、法の施行のための条例を新たに整備し、現行条例の基本的理念を後退させることのないよう、必要な規定を定めるもの。

## 個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



## 夕張市個人情報保護法施行条例の制定について

### 1 制定内容

夕張市個人情報保護法施行条例で制定する主な内容は、次のとおりとする。

主な内容	根拠規定等
<p><u>(1) 個人情報取扱事務登録簿の作成</u></p> <p>実施機関（※1）は、法において作成義務のない1,000人未満の個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報取扱事務登録簿）を作成することとする。</p>	<p>法第75条第5項 現行条例第7条</p>
<p><u>(2) 開示請求に係る手数料の免除及び費用負担</u></p> <p>法第89条第2項の規定に基づく開示請求に係る手数料は無料とし、開示の方法が写しの交付の場合、これに要する費用（作成及び送付に要する費用）は、開示請求者の負担とする。なお、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該費用を減額又は免除することができることとする。</p>	<p>法第89条第2項 現行条例第27条</p>
<p><u>(3) 開示決定等（※2）の期限</u></p> <p>ア 法第83条第1項の規定にかかわらず、開示請求を受けた実施機関は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に開示決定等をしなくてはならない。</p> <p>イ 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、アの期間を30日以内に限り延長することができることとする。</p>	<p>法第83条第1項 法第108条 現行条例第15条</p>
<p><u>(4) 開示決定等の期限の特例</u></p> <p>法第84条の規定にかかわらず、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、延長後の期間内に相当の部分の開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとする。なお、この場合における開示請求者への通知は、（3）アの期間内に行わなければならないこととする。</p>	<p>法第84条 法第108条</p>
<p><u>(5) 個人情報保護制度の運用状況の公表</u></p> <p>市長は、毎年度、実施機関の法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。</p>	<p>現行条例第28条</p>

※1 実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

※2 開示決定等とは、保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は全部を開示しない旨の決定をいう。

### 2 今後のスケジュール

- (1) 条例の提案：令和5年第1回夕張市議会に提案
- (2) 条例の施行：令和5年4月1日

## 夕張市情報公開条例の一部改正について

### 1. 改正の趣旨

個人情報保護法の改正(R5.4.1 施行)に伴い、以下のとおり改正するもの。

- ・文言の修正(「非公開情報」→「不開示情報」)
- ・公開請求時の取り扱いを「夕張市個人情報保護法施行条例」と統一
- ・情報公開・個人情報保護審査会の見直し

### 2. 改正条例の施行日

令和5年4月1日

### 3. 新旧対照表

以下のとおり

夕張市情報公開条例（平成11年条例第7号） 新旧対照表

現 行	改正後(案)
<p>(公文書の公開等の決定)</p> <p>第7条 1～3 (略)</p> <p>4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を_____延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する理由及び決定することができる期間を請求者に速やかに通知しなければならない。</p>	<p>(公文書の公開等の決定)</p> <p>第7条 1～3 (略)</p> <p>4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を<u>30日以内に限り</u>延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する理由及び決定することができる期間を請求者に速やかに通知しなければならない。</p> <p><u>5 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</u></p> <p><u>(1) この項の規定を適用する旨及びその理由</u></p> <p><u>(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限</u></p>

**5** 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

(公開しないことができる公文書)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されているときは、当該公文書を公開しないことができる。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、当該公開請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、前項の規定にかかわらず、当該公文書のうち非公開情報が記録されている部分以外の部分について、これを公開しなければならない。

(救済手続)

第11条 第7条第1項の規定による決定について行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法であるとき、及び当該審査請求を容認するときを除き、第12条の夕張市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に係る裁決をしなければならない。

(審査会)

第12条 前条及び夕張市個人情報保護条例(平成14年条例第9号)の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、市長の諮問に応じて、情報公開並びに個人情報保護制度に係る重要事項を調査審議するため、夕張市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

**6** 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

(公開しないことができる公文書)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)が記録されているときは、当該公文書を公開しないことができる。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、不開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、当該公開請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、前項の規定にかかわらず、当該公文書のうち不開示情報が記録されている部分以外の部分について、これを公開しなければならない。

(救済手続)

第11条 第7条第1項の規定による決定について行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法であるとき、及び当該審査請求を容認するときを除き、第12条の夕張市情報公開\_\_\_\_\_審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に係る裁決をしなければならない。

(審査会)

第12条 前条\_\_\_\_\_の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、市長の諮問に応じて、情報公開\_\_\_\_\_に係る重要事項を調査審議するため、夕張市情報公開\_\_\_\_\_審査会(以下「審査会」という。)を置く。

## 夕張市行政不服審査会条例の一部改正について

### 1. 改正の趣旨

個人情報保護法の改正（R5.4.1 施行）に伴い、以下のとおり改正するもの。

- ・個人情報の開示・訂正・利用停止の決定又はその不作為について審査請求があった際、行政不服審査法に基づく審査手順を踏むこととされた。

※審査請求に基づき審査庁が行う審査内容について、地方公共団体においては行政不服審査法の規定に基づき設置された機関に諮問を行う。

- ・一方、改正個人情報保護法において議会は適用とならないため、議会独自の個人情報保護条例を策定する必要あり。
- ・行政不服審査法に基づく夕張市行政不服審査会条例において、議会の事務に関する不服審査は想定していないことから、関係する条文を追加し上記に対応させる。

### 2. 改正条例の施行日

令和5年4月1日

### 3. 新旧対照表

以下のとおり

夕張市行政不服審査会条例（平成28年条例第3号） 新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>（設置）</p> <p>第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属された事項を処理するため、市長の付属機関として、夕張市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属された事項の処理及び夕張市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第__号）第46条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、市長の付属機関として、夕張市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p>

# 行政常任委員会報告事項

令和5年2月24日

財 政 課

1. 財政再生計画の変更について

【資料1】

2. 令和4年度補正予算について（補正予算調書）

【資料2】



## 夕張市財政再生計画変更予定事項(令和4年度第6次(3月)変更)

**【基本的な考え方】**

- 今回の財政再生計画の変更は、令和4年度第5次(12月)変更以降に生じた新たな課題に対応するものである。
- 計画変更後の歳入・歳出増減額は、561,752千円となる。
- 変更に伴い必要となる財源については、国道支出金や幸福の黄色いハンカチ基金繰入金等の特定財源を活用して対応するため、再生計画期間の変更はない。

### 1. 歳出関係 <歳出総額 561,752千円>

(単位:千円)

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
1	幸福の黄色いハンカチ基金積立金	夕張まちづくり寄附(ふるさと納税)額が、当初予算を上回っており、今後も増加する見込みであることから、今後見込まれる寄附金を基金へ積み立てるため、計画に計上するもの。	325,140	<b>○その他(積立金) 325,140千円</b> <b>【内訳】</b> ・夕張まちづくり寄附金:325,140,000円	○全額特定財源 (夕張まちづくり寄附金)
2	ふるさと納税システム等利用料	現在導入している2社のふるさと納税サイトのうち、システム利用料率の高いサイトを利用した寄附が、当初見込み以上に寄せられており、寄附利用に係るシステム利用料について不足が生じる見込みであることから、必要経費について計上するもの。	4,177	<b>○物件費 4,177千円</b> <b>【積算】</b> 今年度利用料見込額 29,110千円…① 当初予算額 24,933千円…② 不足額:①-②=4,177千円	○全額特定財源 (幸福の黄色いハンカチ基金繰入金)
3	中学校維持管理(光熱水費)	中学校の光熱水費について、原油・エネルギー価格の高騰による電気料金の増嵩のほか、見込みを上回る水道使用量により不足が生じることから、不足額を計上するもの。	1,407	<b>○物件費 1,407千円</b> <b>【内訳】</b> ・電気料金 1,277千円 ・水道料金 130千円	○全額一般財源
4	石炭博物館模擬坑道ポンプ電気料負担金	模擬坑道内排水ポンプに係る電気料負担金について、原油・エネルギー価格の高騰による電気料金の増嵩により不足が生じることから、不足額を計上するもの。	757	<b>○その他(補助費等) 757千円</b> <b>【積算】</b> 決算見込額 6,302千円…① 予算現額 5,545千円…② 不足額:①-②=757千円	○全額一般財源
5	石炭博物館模擬坑道復旧	天盤部を中心とする空洞の充填処理における発泡ウレタン等資材費の高騰などに対応するため、所要経費を計上するほか、地方債の活用や道支出金の増額が見込まれることから、財源振替を行うもの。	500	<b>○普通建設事業費 500千円</b> <b>【積算】</b> 決算見込額 348,350千円…① 予算現額 347,850千円…② 不足額:①-②=500千円  <b>【財源振替】</b> ・一般財源から、100千円を道支出金へ、60,900千円を地方債へ財源振替	○全額一般財源 (財源振替) ○道支出金 100千円 ○地方債 60,900千円 ○一般財源 △61,000千円

添付ページ

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
6	老人福祉会館非常用放送設備等取替工事	老人福祉会館の非常用放送設備等が耐用年数の超過により故障したことから、利用者の安全を確保するため取替工事に係る所要経費を計上するもの。	935	<b>○維持補修費 935千円</b> <b>【内訳】</b> ・非常用放送設備等取替工事一式 935,000円	○全額特定財源 (幸福の黄色いハンカチ基金繰入金)
7	国庫支出金過年度還付(子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金)	令和3年度に実施した、低所得のひとり親世帯等の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業に係る国庫支出金の精算に伴い、返還金が生じることから所要の経費を計上するもの。	1,509	<b>○その他(補助費等) 1,509千円</b> <b>【積算】</b> ・子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金返還額 (ひとり親世帯分) 既受入済額 4,191千円…① 精算額 3,123千円…② 超過額(①-②) 1,068千円 (その他の世帯分) 既受入済額 3,192千円…① 精算額 2,751千円…② 超過額(①-②) 441千円	○全額一般財源
8	令和4年度普通退職者に係る退職手当	令和4年度の普通退職者2名分の退職手当について計画に計上するもの。	14,989	<b>○人件費 14,989千円</b> <b>【内訳】</b> 普通退職者 2名分計 14,989,000円	○全額一般財源
9	本庁舎光熱水費	原油・エネルギー価格高騰の影響により、見込みを大幅に超える電気料金の増嵩に対応し、安定した電力供給に備ええるため、所要の経費を計上するもの。	1,571	<b>○物件費 1,571千円</b> <b>【積算】</b> 決算見込額 18,324千円…① 予算現額 16,753千円…② 不足額:①-②=1,571千円	○全額一般財源
10	拠点複合施設管理	市民が安心して施設を利用できるよう、床のひび割れ補修や多目的ホール建具の不具合に対応するほか、エネルギー価格高騰による電気料金の増嵩に対応するため、所要経費を計上するもの。	1,446	<b>○物件費、維持補修費 1,446千円</b> <b>【内訳】</b> ・待合交流スペース床補修等 233,200円 ・多目的ホール建具調整 220,000円 ・光熱水費(電気料) 992,000円	○繰入金(幸福の黄色いハンカチ基金繰入金) 454千円 ○一般財源 992千円
11	出産・子育て応援事業	妊婦や子育て家庭の安心した出産・子育て支援を目的に、面談や情報発信などの「伴走型相談支援」と、出産育児関連用品に係る購入費助成などの「経済的支援」をパッケージとして実施するため、所要の経費を計上するもの。	4,700	<b>○物件費、その他(補助費等) 4,700千円</b> <b>【内訳】</b> ・消耗品 90千円 ・通信運搬費 7千円 ・手数料 3千円 ・委託料 2,000千円 ・補助金(応援給付金) 2,600千円 ※対象者:26名(R4.4~R5.9見込) ※給付額:10万円/人	○国庫支出金(出産・子育て応援交付金) 3,800千円 ○道支出金(出産・子育て応援交付金) 450千円 ○一般財源 450千円

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
12	市立診療所等移転改築	今般の物価高騰による工事資材費の増額により不足が生じることから、工事費の不足額を追加計上するほか、企業版ふるさと納税(まち・ひと・しごと創生寄附金)が見込めることから、財源振替を行うもの。	186,200	<b>○普通建設事業費 186,200千円</b> <b>【積算】</b> 決算見込額 2,123,753千円…① 予算現額 1,937,553千円…② 不足額:①-②=186,200千円  <b>【財源振替】</b> ・一般財源から、2,000千円をまち・ひと・しごと創生寄附金へ財源振替	○国庫支出金 93,100千円 ○地方債 93,000千円 ○一般財源 100千円  (財源振替) ○その他(まち・ひと・しごと創生寄附金) 2,000千円 ○一般財源 △2,000千円
13	国庫支出金過年度還付(母子保健衛生費国庫補助金)	令和3年度に実施した、産後ケア事業及び産婦健診事業に係る国庫支出金の精算に伴い、返還金が生じることから所要の経費を計上するもの。	157	<b>○その他(補助費等) 157千円</b> <b>【積算】</b> ・母子保健衛生費国庫補助金返還額 既受入済額 217千円…① 精算額 60千円…② 超過額(①-②) 157千円	○全額一般財源
14	市道除排雪経費	市道除雪に係る燃料費の高騰や、本年1月の大雪により、想定以上の除雪回数となったため、予算に不足が生じる見込みであることから、不足額を計上するもの。	29,328	<b>○維持補修費 29,328千円</b> <b>【積算】</b> 決算見込額 136,924千円…① 予算現額 107,596千円…② 不足額:①-②=29,328千円	○全額一般財源
15	国民健康保険事業会計繰出金	国民健康保険事業会計におけるシステム改修に係る国庫支出金の増額等に伴い、一般会計からの繰出金を減額するもの。	△ 11,064	<b>○繰出金 △11,064千円</b> <b>【積算】</b> ・決算見込額 10,622千円…① ・予算現額 21,686千円…② ① - ② = △11,064千円	○全額一般財源
16	不用市有物件除却【財源振替】	当初予算に計上していた同事業に係る過疎対策事業債(ソフト事業分)の充当額を見直したため、財源振替を行うもの。	0	<b>○物件費 0千円</b> <b>【財源振替】</b> ・過疎債(ソフト事業分)から、3,600千円を一般財源へ財源振替	○過疎債(ソフト) △3,600千円 ○一般財源 3,600千円
17	ズリ山管理【財源振替】	当初予算に計上していた同事業について、過疎対策事業債(ソフト事業分)を充当するため、財源振替を行うもの。	0	<b>○物件費、維持補修費 0千円</b> <b>【財源振替】</b> ・一般財源から、2,600千円を過疎債(ソフト事業分)へ財源振替	○一般財源 △2,600千円 ○過疎債(ソフト) 2,600千円

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
18	炭鉄港推進協議会負担金 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業について、過疎対策事業債(ソフト事業分)を充当するため、財源振替を行うもの。	0	○その他(補助費等) 0千円 【財源振替】 ・幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から、100千円を過疎債(ソフト事業分)へ財源振替	○繰入金(幸福の黄色いハンカチ基金繰入金) △100千円 ○過疎債(ソフト) 100千円
19	夕張市チャレンジ事業(創業支援補助・資格取得補助) 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業について、国庫支出金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)が見込めることから、財源振替を行うもの。	0	○その他(補助費等) 0千円 【財源振替】 ・幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から、4,000千円を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金へ財源振替	○繰入金(幸福の黄色いハンカチ基金繰入金) △4,000千円 ○一般財源(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金) 4,000千円
20	夕張高校魅力化事業 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業について、過疎対策事業債(ソフト事業分)及び企業版ふるさと納税(まち・ひと・しごと創生寄附金)を充当するため、財源振替を行うもの。	0	○物件費、その他(補助費等) 0千円 【財源振替】 ・幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から、9,900千円を過疎債(ソフト事業分)へ、4,000千円をまち・ひと・しごと創生寄附金へ財源振替	○繰入金(幸福の黄色いハンカチ基金繰入金) △13,900千円 ○過疎債(ソフト) 9,900千円 ○その他(まち・ひと・しごと創生寄附金) 4,000千円
21	結婚新生活支援事業 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業について、過疎対策事業債(ソフト事業分)を充当するため、財源振替を行うもの。	0	○その他(補助費等) 0千円 【財源振替】 ・一般財源から、1,000千円を過疎債(ソフト事業分)へ財源振替	○過疎債(ソフト) 1,000千円 ○一般財源 △1,000千円
22	じん臓機能障害者通院移送支援 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業について、過疎対策事業債(ソフト事業分)を充当するため、財源振替を行うもの。	0	○扶助費 0千円 【財源振替】 ・幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から、3,963千円を、一般財源から、37千円を過疎債(ソフト事業分)へ財源振替	○繰入金(幸福の黄色いハンカチ基金繰入金) △3,963千円 ○一般財源 △37千円 ○過疎債(ソフト) 4,000千円

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
23	シルバー専用住宅管理 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業について、過疎対策事業債(ソフト事業分)を充当するため、財源振替を行うもの。	0	○物件費、維持補修費 0千円 【財源振替】 ・一般財源から、3,500千円を過疎債(ソフト事業分)へ財源振替	○過疎債(ソフト) 3,500千円 ○一般財源 △3,500千円
24	高齢者公共交通利用負担軽減 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業について、過疎対策事業債(ソフト事業分)を充当するため、財源振替を行うもの。	0	○物件費、扶助費 0千円 【財源振替】 ・幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から、2,533千円を、一般財源から、167千円を過疎債(ソフト事業分)へ財源振替	○繰入金(幸福の黄色いハンカチ基金繰入金) △2,533千円 ○一般財源 △167千円 ○過疎債(ソフト) 2,700千円
25	緊急通報システム運用 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業について、過疎対策事業債(ソフト事業分)を充当するため、財源振替を行うもの。	0	○物件費、扶助費 0千円 【財源振替】 ・幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から、1,900千円を過疎債(ソフト事業分)へ財源振替	○繰入金(幸福の黄色いハンカチ基金繰入金) △1,900千円 ○過疎債(ソフト) 1,900千円
26	高齢者住宅福祉除雪 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業について、過疎対策事業債(ソフト事業分)を充当するため、財源振替を行うもの。	0	○物件費、扶助費 0千円 【財源振替】 ・幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から、939千円を、一般財源から、61千円を過疎債(ソフト事業分)へ財源振替	○繰入金(幸福の黄色いハンカチ基金繰入金) △939千円 ○一般財源 △61千円 ○過疎債(ソフト) 1,000千円
27	スクールバス予約システム保守 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業について、企業版ふるさと納税(まち・ひと・しごと創生寄附金)が見込めることから、財源振替を行うもの。	0	○物件費 0千円 【財源振替】 ・幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から、300千円をまち・ひと・しごと創生寄附金へ財源振替	○繰入金(幸福の黄色いハンカチ基金繰入金) △300千円 ○その他(まち・ひと・しごと創生寄附金) 300千円

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
28	公共交通利用実態調査 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業について、国庫支出金(都市構造再編集中支援事業費補助金)が見込めることから、財源振替を行うもの。	0	○物件費 0千円 【財源振替】 ・石勝線代替輸送確保基金繰入金から、2,000千円を国庫支出金へ財源振替	○繰入金(石勝線代替輸送確保基金繰入金) △2,000千円 ○国庫支出金(都市構造再編集中支援事業費補助金) 2,000千円
29	地域間幹線系統確保維持費補助 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業について、国庫支出金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)が見込めることから、財源振替を行うもの。	0	○その他(補助費等) 0千円 【財源振替】 ・幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から、3,014千円を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金へ財源振替	○繰入金(幸福の黄色いハンカチ基金繰入金) △3,014千円 ○一般財源(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金) 3,014千円
30	保育協会運営費補助 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業について、過疎対策事業債(ソフト事業分)の増額が見込めることから、財源振替を行うもの。	0	○その他(補助費等) 0千円 【財源振替】 ・一般財源から、4,700千円を過疎債(ソフト事業分)へ財源振替	○一般財源 △4,700千円 ○過疎債(ソフト) 4,700千円
31	学童クラブ感染症対策 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業について、国庫支出金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)が見込めることから、財源振替を行うもの。	0	○物件費 0千円 【財源振替】 ・一般財源から、134千円を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金へ財源振替	○一般財源 △134千円 ○国庫支出金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金) 134千円
32	保育対策総合支援事業費補助 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業について、国庫支出金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)が見込めることから、財源振替を行うもの。	0	○その他(補助費等) 0千円 【財源振替】 ・一般財源から、650千円を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金へ財源振替	○一般財源 △650千円 ○国庫支出金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金) 650千円

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
33	休日・夜間救急医療体制補助 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業について、過疎対策事業債(ソフト事業分)を充当するため、財源振替を行うもの。	0	○その他(補助費等) 0千円 【財源振替】 ・一般財源から、700千円を過疎債(ソフト事業分)へ財源振替	○過疎債(ソフト) 700千円 ○一般財源 △700千円
34	初期救急確保対策 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業について、過疎対策事業債(ソフト事業分)を充当するため、財源振替を行うもの。	0	○その他(補助費等) 0千円 【財源振替】 ・幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から、20,190千円を、一般財源から10千円を、過疎債(ソフト事業分)へ財源振替	○繰入金(幸福の黄色いハンカチ基金繰入金) △20,190千円 ○一般財源 △10千円 ○過疎債(ソフト) 20,200千円
35	有害鳥獣駆除 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業について、地域づくり総合交付金(エゾシカ緊急対策事業)が見込めることから、財源振替を行うもの。	0	○物件費 0千円 【財源振替】 ・一般財源から、60千円を道支出金へ財源振替	○道支出金(地域づくり総合交付金) 60千円 ○一般財源 △60千円
36	共同浴場管理 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業について、過疎対策事業債(ソフト事業分)を充当するため、財源振替を行うもの。	0	○物件費 0千円 【財源振替】 ・一般財源から、15,900千円を過疎債(ソフト事業分)へ財源振替	○過疎債(ソフト) 15,900千円 ○一般財源 △15,900千円
37	市立診療所負担金 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業について、過疎対策事業債(ソフト事業分)を充当するため、財源振替を行うもの。	0	○その他(補助費等) 0千円 【財源振替】 ・一般財源から、10,000千円を過疎債(ソフト事業分)へ財源振替	○過疎債(ソフト) 10,000千円 ○一般財源 △10,000千円
38	水田遊休地有効利用対策事業費補助 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業について、過疎対策事業債(ソフト事業分)を充当するため、財源振替を行うもの。	0	○その他(補助費等) 0千円 【財源振替】 ・幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から、200千円を過疎債(ソフト事業分)へ財源振替	○過疎債(ソフト) 200千円 ○一般財源 △200千円
39	森林活用型地域人材育成事業 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業に対して、企業版ふるさと納税(まち・ひと・しごと創生寄附金)が見込めることから、財源振替を行うもの。	0	○物件費 0千円 【財源振替】 ・森林環境譲与税基金繰入金から、500千円をまち・ひと・しごと創生寄附金へ財源振替	○繰入金(森林環境譲与税基金繰入金) △500千円 ○その他(まち・ひと・しごと創生寄附金) 500千円

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
40	老朽市営住宅除却 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業に係る過疎対策事業債(ソフト事業分)の充当額を見直したため、財源振替を行うもの。	0	○物件費、扶助費 0千円 【財源振替】 ・過疎債(ソフト事業分)から、6,900千円を、一般財源へ財源振替	○過疎債(ソフト) △6,900千円 ○一般財源 6,900千円
41	防災ハザードマップ作成【財源振替】	当初予算に計上していた同事業について、地域づくり総合交付金(防災ハザードマップ作成)が見込めることから、財源振替を行うもの。	0	○物件費 0千円 【財源振替】 ・幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から594千円を、一般財源から706千円を、道支出金へ財源振替	○道支出金(地域づくり総合交付金) 1,300千円 ○繰入金(幸福の黄色いハンカチ基金繰入金) △594千円 ○一般財源 △706千円
42	スクールバス運営 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業に係る過疎対策事業債(ソフト事業分)の充当額を見直したため、財源振替を行うもの。	0	○物件費 0千円 【財源振替】 ・幸福の黄色いハンカチ基金繰入金から21,055千円を、一般財源から445千円を、過疎債(ソフト事業分)へ財源振替	○繰入金(幸福の黄色いハンカチ基金繰入金) △21,055千円 ○一般財源 △445千円 ○過疎債(ソフト) 21,500千円
43	児童・生徒通学安全対策事業 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業について、過疎対策事業債(ソフト事業分)を充当するため、財源振替を行うもの。	0	○物件費 0千円 【財源振替】 ・一般財源から、1,500千円を過疎債(ソフト事業分)へ財源振替	○過疎債(ソフト) 1,500千円 ○一般財源 △1,500千円
44	石炭博物館管理経費 【財源振替】	当初予算に計上していた同事業について、過疎対策事業債(ソフト事業分)を充当するため、財源振替を行うもの。	0	○維持補修費、その他(補助費等) 0千円 【財源振替】 ・一般財源から、6,000千円を過疎債(ソフト事業分)へ財源振替	○一般財源 △6,000千円 ○過疎債(ソフト) 6,000千円
合 計			561,752		



2. 歳入関係 <歳入総額 561,752千円>

(単位:千円)

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
1	新型コロナウイルス感染症地方創生対応臨時交付金	新型コロナウイルス感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的に創設された国の交付金が見込めることから計上するもの。	235,866	<b>○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金235,866千円</b> <b>【内訳】</b> ・通常分 119,281千円 ・原油価格・物価高騰対応分 73,168千円 ・電力等価格高騰重点支援分 43,417千円 合 計 235,866千円	○国庫支出金 784千円 ○一般財源 235,082千円
2	出産・子育て応援交付金(国庫支出金)	妊婦や子育て家庭の安心した出産・子育て支援を目的に、「伴走型相談支援」と「経済的支援」をパッケージとして実施する出産・子育て応援事業に対して、出産・子育て応援交付金(国庫支出金)が見込めることから計上するもの。	3,800	<b>○出産・子育て応援交付金3,800千円</b> <b>【積算】</b> ・出産・子育て応援事業(2/3) 2,700千円×2/3=1,800千円 ・健康管理システム改修経費(10/10) 2,000千円×10/10=2,000千円	○全額国庫支出金
3	都市構造再編集中支援事業費補助金(公共交通利用実態調査)	持続可能な交通体系の構築に向けた検討を行うための公共交通利用実態調査に対して、都市構造再編集中支援事業費補助金(1/2)が見込めることから計上するもの。	2,000	<b>○都市構造再編集中支援事業費補助金2,000千円</b> <b>【積算】</b> ・公共交通利用実態調査事業費4,345千円×1/2=2,000千円	○全額国庫支出金
4	都市構造再編集中支援事業費補助金(市立診療所等移転改築事業)	市立診療所等移転改築事業における診療所建設工事等の事業費増額分に対して、都市構造再編集中支援事業費補助金(1/2)が見込めることから計上するもの。	93,100	<b>○都市構造再編集中支援事業費補助金93,100千円</b> <b>【積算】</b> ・市立診療所等移転改築事業増額分事業費186,200千円×1/2=93,100千円	○全額国庫支出金
5	出産・子育て応援交付金(道支出金)	妊婦や子育て家庭の安心した出産・子育て支援を目的に、「伴走型相談支援」と「経済的支援」をパッケージとして実施する出産・子育て応援事業に対して、出産・子育て応援交付金(道支出金)が見込めることから計上するもの。	450	<b>○出産・子育て応援交付金450千円</b> <b>【積算】</b> ・出産・子育て応援事業(1/6) 2,700千円×1/6=450千円	○全額道支出金
6	地域づくり総合交付金(エゾシカ緊急対策事業)	有害鳥獣駆除事業のうちエゾシカ緊急対策事業に対し、地域づくり総合交付金(道単補助)が見込めることから計上するもの。	60	<b>○地域づくり総合交付金(エゾシカ緊急対策事業)60千円</b> <b>【積算】</b> エゾシカ緊急対策事業費 60千円	○全額道支出金

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
7	地域づくり総合交付金(ハザードマップ作成)	本年度更新した防災ハザードマップ作成に対し、地域づくり総合交付金(道単補助)が見込めることから計上するもの。	1,300	○地域づくり総合交付金(ハザードマップ作成)1,300千円 【積算】 ハザードマップ作成事業費 1,300千円	○全額道支出金
8	地域づくり総合交付金(石炭博物館模擬坑道)	当初予算に計上している当該交付金について、本年度の交付決定額が予算額を超えたため、超過分を追加計上するもの。	100	○地域づくり総合交付金(石炭博物館模擬坑道)100千円 【積算】 ・交付決定額 60,800千円…① ・当初予算額 60,700千円…② ①-② = 100千円	○全額道支出金
9	夕張まちづくり寄附金	夕張まちづくり寄附条例に基づく寄附金が、予算額を上回る見込みであることから計上するもの。	325,140	○夕張まちづくり寄附金325,140千円 【積算】 ・決算見込額 426,451千円…① ・予算現額 101,311千円…② ①-② = 325,140千円	○全額特定財源(寄附金)
10	まち・ひと・しごと創生寄附金	夕張高校魅力化事業等の4事業に対して、企業5社から寄附の申し出があり、まち・ひと・しごと創生寄附金の増額が見込めることから計上するもの。	6,800	○まち・ひと・しごと創生寄附金6,800千円 【内訳】 ・5事業者 計6,800千円	○全額特定財源(寄附金)
11	財政調整基金繰入金	本年度事業を実施するための一般財源として繰入を予定していた分について、国庫支出金、過疎ソフト等が見込めることにより、相当額を繰入金から減額するもの。	△ 288,042	○財政調整基金繰入金△288,042千円 【内訳】 ・3月補正事業分 40,696千円 ・コロナ臨交金分 △228,852千円 ・道支出金分 △866千円 ・まち・ひと・しごと創生寄附金 △2,000千円 ・過疎ソフト振替分 △36,120千円 ・その他地方債分 △60,900千円 合計 △288,042千円	○全額一般財源

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
12	幸福の黄色いハンカチ基金繰入金	企画一般業務等の経費への充当額を繰入れるほか、財源振替による充当額の減により繰入金を減額するもの。	△ 67,122	<b>○幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 △67,122千円</b> <b>【内訳】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画一般業務 4,177千円</li> <li>・老人福祉会館運営 935千円</li> <li>・拠点複合施設管理 454千円</li> <li>・夕張市チャレンジ事業 △4,000千円</li> <li>・夕張高校魅力化事業 △4,000千円</li> <li>・スクールバス予約システム △300千円</li> <li>・地域間幹線系統確保維持費補助 △3,014千円</li> <li>・ハザードマップ作成 △594千円</li> <li>・過疎債ソフト事業振替分 △60,780千円</li> <li>合 計 △67,122千円</li> </ul>	○全額特定財源 (繰入金)
13	石勝線代替輸送確保基金繰入金	当該基金充当事業に対して、国庫支出金(都市構造再編集中支援事業費補助金)が見込まれるため、当該相当分の繰入金を減額するもの。	△ 2,000	<b>○石勝線代替輸送確保基金繰入金 △2,000千円</b> <b>【内訳】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫支出金相当額 △2,000千円</li> </ul>	○全額特定財源 (繰入金)
14	森林環境譲与税基金繰入金	当該基金充当事業に対して、まち・ひと・しごと創生寄附金(企業版ふるさと納税)が見込まれるため、当該相当分の繰入金を減額するもの。	△ 500	<b>○森林環境譲与税基金繰入金△500千円</b> <b>【内訳】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まち・ひと・しごと寄附金相当額 △500千円</li> </ul>	○全額特定財源 (繰入金)
15	診療所建設事業債(防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債)	市立診療所等移転改築事業における診療所建設工事等の事業費増額分に対して、地方債(防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債)が見込めることから計上するもの。	93,000	<b>○診療所建設事業債(防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債)93,000千円</b> <b>【積算】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所分 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業費 129,595千円…①</li> <li>国庫支出金 64,800千円…②</li> <li>地方債①－② ≒ 64,700千円</li> </ul> </li> <li>・介護医療院分 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業費 56,605千円…①</li> <li>国庫支出金 28,300千円…②</li> <li>地方債①－② ≒ 28,300千円</li> </ul> </li> </ul>	○全額特定財源 (地方債)

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源																																														
16	過疎対策事業債(ソフト分)	令和4年度の過疎対策事業債(ソフト事業分)発行限度額について、限度超過分も発行可能となり、当初予算額から増額となることから計上するもの。	96,900	<p>○過疎対策事業債(ソフト分)96,900千円【積算】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R4発行可能額 192,600千円 ①</li> <li>・当初予算額 95,700千円 ②</li> <li>①-②=96,900千円</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>充当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>不用市有物件除却</td><td>△ 3,600</td></tr> <tr><td>市営住宅再編事業</td><td>△ 6,900</td></tr> <tr><td>高齢者就業機会確保</td><td>0</td></tr> <tr><td>保育協会運営費補助</td><td>4,700</td></tr> <tr><td>スクールバス運営</td><td>21,500</td></tr> <tr><td>初期救急確保対策</td><td>20,200</td></tr> <tr><td>じん臓機能障害者通院移送支援事業</td><td>4,000</td></tr> <tr><td>高齢者公共交通利用負担軽減</td><td>2,700</td></tr> <tr><td>高齢者住宅福祉除雪事業</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>石炭博物館管理</td><td>6,000</td></tr> <tr><td>結婚新生活支援事業</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>農業振興対策連携事業</td><td>200</td></tr> <tr><td>緊急通報システム運用</td><td>1,900</td></tr> <tr><td>児童・生徒通学安全対策事業</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>ズリ山管理</td><td>2,600</td></tr> <tr><td>休日・夜間救急医療体制補助</td><td>700</td></tr> <tr><td>シルバー専用住宅管理</td><td>3,500</td></tr> <tr><td>市立診療所負担金</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>共同浴場管理</td><td>15,900</td></tr> <tr><td>企画一般業務</td><td>100</td></tr> <tr><td>夕張高校魅力化事業</td><td>9,900</td></tr> <tr><td>合計</td><td>96,900</td></tr> </tbody> </table>	事業	充当額	不用市有物件除却	△ 3,600	市営住宅再編事業	△ 6,900	高齢者就業機会確保	0	保育協会運営費補助	4,700	スクールバス運営	21,500	初期救急確保対策	20,200	じん臓機能障害者通院移送支援事業	4,000	高齢者公共交通利用負担軽減	2,700	高齢者住宅福祉除雪事業	1,000	石炭博物館管理	6,000	結婚新生活支援事業	1,000	農業振興対策連携事業	200	緊急通報システム運用	1,900	児童・生徒通学安全対策事業	1,500	ズリ山管理	2,600	休日・夜間救急医療体制補助	700	シルバー専用住宅管理	3,500	市立診療所負担金	10,000	共同浴場管理	15,900	企画一般業務	100	夕張高校魅力化事業	9,900	合計	96,900	○全額特定財源(地方債)
事業	充当額																																																		
不用市有物件除却	△ 3,600																																																		
市営住宅再編事業	△ 6,900																																																		
高齢者就業機会確保	0																																																		
保育協会運営費補助	4,700																																																		
スクールバス運営	21,500																																																		
初期救急確保対策	20,200																																																		
じん臓機能障害者通院移送支援事業	4,000																																																		
高齢者公共交通利用負担軽減	2,700																																																		
高齢者住宅福祉除雪事業	1,000																																																		
石炭博物館管理	6,000																																																		
結婚新生活支援事業	1,000																																																		
農業振興対策連携事業	200																																																		
緊急通報システム運用	1,900																																																		
児童・生徒通学安全対策事業	1,500																																																		
ズリ山管理	2,600																																																		
休日・夜間救急医療体制補助	700																																																		
シルバー専用住宅管理	3,500																																																		
市立診療所負担金	10,000																																																		
共同浴場管理	15,900																																																		
企画一般業務	100																																																		
夕張高校魅力化事業	9,900																																																		
合計	96,900																																																		
17	模擬坑道復旧事業債(火災復旧事業債)	本年度から着手した石炭博物館模擬坑道復旧事業に対して、地方債(火災復旧事業債)が見込めることから計上するもの。	60,900	<p>○模擬坑道復旧事業債(火災復旧事業債)60,900千円【積算】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・坑道復旧事業費 347,849千円</li> <li>・国庫支出金 226,101千円</li> <li>・道支出金 60,800千円</li> <li>・地方債①-②-③ ≒ 60,900千円</li> </ul>	○全額特定財源(地方債)																																														
合 計			561,752																																																

令和5年度第1次(3月)財政再生計画変更の概要

(単位:千円)

区 分	年 度	令和5年度(第15年度)									計画増減内訳
		現在計画 (A)			変更後計画 (B)			計画増減 (B)-(A)			
歳 入	歳 入 額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 ( )内は一般財源	
1 地 方 税	755,182	755,182	△ 18,268	912,631	912,631	103,051	157,449	157,449	121,319	市民税個人(現年)40,821(40,821) 固定資産税(現年)15,724(15,724) 入湯税(現年)▲9,905(▲9,905) 国有資産市町村交付金(現年)107,812(107,612)	
2 地 方 譲 与 税	57,416	57,416	0	42,678	42,678	△ 3,966	△ 14,738	△ 14,738	△ 3,966	地方揮発油譲与税▲8,033(▲8,033) 森林環境譲与税5,598(5,598) 自動車重量税▲12,303(▲12,303)	
3 地 方 交 付 税	4,985,925	4,985,925	△ 52,442	4,966,792	4,966,792	△ 3,925	△ 19,133	△ 19,133	48,517	普通交付税▲19,133(▲19,133)	
4 国 道 道 府 県 支 出 金	1,644,589	11,186	0	1,867,519	11,271	△ 234,886	222,930	85	△ 234,886	【国庫支出金 294,128(0)】 子どものための教育・保育給付交付金43,740(0) 障害者自立支援医療費負担金9,205(0) 生活保護費負担金▲17,380(0) 都市構造再編集中支援事業費補助金150,700(0) 低所得者保険料軽減負担金14,758(0) 社会資本整備総合交付金▲160,553(0) デジタル田園都市国家構想交付金9,781(0) 道路メンテナンス補助金143,500(0) 障害者自立支援給付費負担金▲100,919(0) デジタル基盤改革支援補助金10,190(0) 文化財保存事業費関係補助金173,858(0) 【運支出金 ▲71,198(85)】 子どものための教育・保育給付交付金43,740(0) 合板・製材生産性強化対策事業補助金▲35,000(0) 模擬坑道火災復旧事業9,100(0) 生活保護費負担金現年度分▲11,380(0) 森林環境保全整備事業補助金▲21,896(0) 障害者自立支援給付費負担金▲50,460(0) 介護サービス提供基盤整備事業費交付金15,941(0)	
5 繰 入 金	659,157	355,936	129,301	1,274,101	681,313	119,252	614,944	325,377	△ 10,049	財政調整基金繰入金325,377(325,377) 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金268,762(0) 石勝線代替輸送確保基金繰入金17,565(0)	
6 地 方 債	297,000	0	0	1,086,100	26,000	△ 16,609	789,100	26,000	△ 16,609	診療所建設事業債629,200(0) 公営住宅建設事業債35,400(0) 道路橋りょう整備事業債79,300(0) 模擬坑道復旧事業債213,600(0) 過疎対策事業債(ソフト事業分)14,400(0) 臨時財政対策債26,000(26,000)	
うち再生振替特例債	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
7 そ の 他	905,761	373,229	△ 16,509	858,336	379,714	△ 584,736	△ 47,425	6,485	△ 568,227	分担金・負担金▲1,772(0) 使用料及び手数料▲40,678(377) 財産収入▲28,752(▲15,368) 寄附金15,018(0) 雑収入▲5,857(2,880) 各種交付金18,616(18,616)	
歳 入 計	9,305,030	6,538,874	42,082	11,008,157	7,020,399	△ 621,819	1,703,127	481,525	△ 663,901		
歳 出	歳 出 額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳 出 額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳 出 額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳 出 ( )内は一般財源	
1 人 件 費	1,211,603	1,082,588	81,943	1,272,866	1,118,979	△ 26,313	61,263	36,391	△ 108,256	給料(一般職級)20,242(20,242) 給料(会計年度任用職員)63,955(63,955) 職員手当(退職)▲96,102(▲96,102) 職員手当(会計年度任用職員)33,385(33,385) 共済費(都市共済)13,204(13,204) 共済費(会計年度任用職員)23,751(23,751)	
2 物 件 費	799,883	508,245	△ 31,144	1,574,814	973,956	249,882	774,931	465,711	281,026	光熱水費(市立診療所改築)9,423(9,423) 光熱水費(中学校維持管理)10,802(10,802) 沼ノ沢小砂金の沢調査業務委託料14,905(8,905) ふるさと納税特産品送付委託料118,542(0) 公営塾運営委託料(夕張高校魅力化事業)11,146(0) 休日等管理清掃委託料(拠点複合施設管理)11,930(11,930) 庁舎整備基本構想基本計画策定委託料17,494(17,494) スクールバス運行委託料(スクールバス運営)16,937(▲1,567) 市営住宅管理業務委託料(市営住宅管理)98,276(77,322) 橋梁長寿命化修繕計画点検委託料▲44,086(▲15,431) 診療所移転業務委託料(市立診療所改築)54,571(54,571) 旧市立診療所物品等廃棄業務(市立診療所改築)44,173(44,173) 診療所閉鎖工事(市立診療所改築)22,862(22,862) 体育施設管理業務委託料49,978(49,978) 石炭博物館管理委託料10,869(10,869) 橋梁長寿命化修繕計画点検委託料(計画額計上)44,086(15,431) 給食調理業務委託料(中学校給食運営)24,183(24,183)	
3 維 持 補 修 費	401,706	235,659	△ 6,558	306,688	227,687	△ 20,106	△ 95,018	△ 7,972	△ 13,548	浄化槽保守委託料(市営住宅管理)▲32,178(0) 修繕料(市営住宅修繕)▲46,183(0) 修繕料(道路橋架替)16,150(16,150) 修繕料(市道維持補修)▲19,100(▲19,100) 除雪委託料(除排雪)12,788(12,788)	
4 扶 助 費	1,581,734	460,095	△ 5,947	1,437,610	416,849	△ 17,478	△ 144,124	△ 43,246	△ 11,531	更生医療給付費(障害者自立支援事業)18,411(4,604) 障害者福祉サービス給付費(障害者自立支援事業)▲185,783(46,445) 療養介護医療給付費(障害者自立支援事業)▲10,802(▲2,700) 児童手当給付費11,420(1,737) 児童扶養手当給付費▲12,320(▲8,213) 施設型給付費(旧保育所入所児童扶助費)68,098(16,284) 生活扶助等給付費▲22,345(5,627)	
5 建 設 事 業 費	501,846	31,442	△ 22,036	1,549,750	50,618	11,050	1,047,904	19,176	33,086		
(1) 普通建設事業費	501,846	31,442	△ 22,036	1,549,750	50,618	11,207	1,047,904	19,176	33,243	【補助事業 682,930(▲15,415)】 公園施設長寿命化補修工事▲14,920(▲60) 清水沢市街本通道路架替設計18,524(41) 清水沢橋架替工事212,916(42) 橋梁長寿命化修繕計画点検委託料(計画額計上)▲44,086(▲28,655) 橋梁長寿命化修繕計画補修工事▲26,500(▲75) 市営住宅改善(長寿命化・居住)▲255,412(119) 市営住宅改善工事実施設計委託▲8,400(▲20) 間伐等工(森林環境保全)▲25,000(0) 林内路網整備工事(林業専用道整備)▲27,085(0) 模擬坑道復旧工事394,986(28) 診療所・介護医療院土木工事78,375(114) 診療所・介護医療院建設工事389,190(51) 【単独事業 364,974(34,591)】 医療情報システム整備委託料(市立診療所改築)94,036(139) 診療所建設設備整備274,524(41,583)	
(2) 災害復旧事業費	0	0	0	0	0	△ 157	0	0	△ 157		
6 公 債 費	3,580,586	3,341,167	22,143	3,470,369	3,224,209	1,545	△ 110,217	△ 116,958	△ 20,598	起債元金▲36,633(▲42,766) 起債利子▲73,584(▲74,182)	
うち再生振替特例債	2,558,450	2,535,215	5,981	2,558,450	2,535,215	5,981	0	0	0		
7 繰 出 金	854,986	763,237	△ 1,221	819,403	713,460	△ 16,375	△ 35,583	△ 49,777	△ 15,154	公共下水道事業会計繰出金▲24,836(▲24,836) 介護保険事業会計繰出金40,992(18,855) 国民健康保険事業会計繰出金▲23,735(▲12,842) 後期高齢者医療給付費負担金▲38,190(▲38,190)	
8 そ の 他	372,686	116,441	4,902	576,657	294,641	△ 804,024	203,971	178,200	△ 808,926	【補助費等 190,197(165,396)】 水道事業会計補助(水道事業会計繰出)88,568(88,568) 夕張支線代替輸送運営費等補助(交通問題対策)17,965(0) 市立診療所負担金10,000(10,000) 子育て世帯向け住宅取得等助成金(地域再生整備事業)▲14,000(▲5,175) 高校生チャレンジ補助9,607(0) 生産基盤支援対策補助(農業振興対策連携事業)9,745(0) 【積立金 5,574(5,684)】 森林環境譲与税基金積立5,684(5,684) 【出資金・貸付金】 奨学金貸付金▲1,800(1,800) 【予備費 10,000(10,000)】 一般会計予備費10,000(10,000)	
歳 出 計	9,305,030	6,538,874	42,082	11,008,157	7,020,399	△ 621,819	1,703,127	481,525	△ 663,901		
歳入歳出差引額 (A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
翌年度へ繰り越すべき財源(B)	0			0			0				
実 質 収 支 額 (A)-(B)(C)	0			0			0				
(C)のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0			0			0				

## ◆ 計画本文

- 1 令和5年度第1次(3月)変更において、給与月額削減率の改定を行う予定であることから、このことに係る財政再生計画本文について、次のとおり変更する。

<「第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額」の内容>

## 【変更前】

- 1 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画

(1)人件費

イ 一般職給与の削減

(略)

- ・ 給料月額は7%削減とする。

(略)

## 【変更後】

(略)

- ・ 給料月額は5%削減とする。

(略)

夕張市財政再生計画(令和5年度第1次(3月))変更事項

【新たに計画に計上する事務事業】

(単位:千円)

歳出 番号	歳出 項目名	事業名等	計画 変更額	財源内訳					備考(充当する特定財源等の内容)	同種の事務事業 における これまでの計画 変更の有無
				国費	道費	地方債	その他	一般財源		
	<一般会計>							0		
1	物件費	文書管理改善支援業務委託	1,716					1,716		無
2	物件費	一般庁用(紙折り機更新)	295					295		有
3	物件費	財務会計システム改修(インボイス制度対応)	1,210					1,210		有
4	物件費	ホームページリニューアル委託	10,677					10,677		有
5	物件費	総合行政システム管理(標準化システム対応)	8,210	8,210				0	【国費】デジタル基盤改革支援補助金	無
6	物件費	期日前投票管理システム標準化対応	1,430	1,430				0	【国費】デジタル基盤改革支援補助金	無
7	補助費等	南空知地域公共交通計画策定負担金	691					691		無
8	物件費	夕張市地域公共交通計画策定	3,564					3,564		有
9	補助費等	奨学金返還支援事業	1,200					1,200		有
10	物件費	夕張高校魅力化事業(無線LAN設置)	605				605	0	【その他】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金	有
11	補助費等	夕張高校魅力化事業(地域みらい留学参画負担金)	1,400	700			700	0	【国費】デジタル田園都市国家構想交付金 【その他】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金	有
12	人件費 物件費	地域プロジェクトマネージャー派遣事業	7,699				1,287	6,412	【その他】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金	無
13	物件費	沼ノ沢小砂金の沢ズリ山調査業務	14,905			6,000		8,905	【地方債】過疎ソフト	無
14	物件費	庁舎整備事業(用地関連経費、官民連携事業可能性調査)	15,086					15,086		有
15	普通建設事業費(補助)	橋梁長寿命化計画事業(若水橋撤去・道路改良)	18,524	11,583		6,900		41	【国費】道路メンテナンス補助金	有
16	物件費	戸籍システム改修	308					308		有
17	物件費	住民基本台帳システム改修(メモリ増設、インターフェイス切替)	870					870		有
18	物件費	蜂巣駆除用防護服更新	308					308		無
19	物件費	医療扶助オンライン資格確認導入事業	4,460	4,460				0	【国費】社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	無
20	物件費	生活保護システム標準化対応	330	330				0	【国費】デジタル基盤改革支援補助金	無
21	物件費	レセプト管理システム点検サービス利用料	792	594				198	【国費】生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	有
22	物件費	健康管理システム標準化対応	220	220				0	【国費】デジタル基盤改革支援補助金	無
23	物件費	乳幼児健診視覚検査用屈折検査機器導入	1,540	770				770		無
24	物件費 補助費等	出産・子育て応援事業	2,201	1,467	367			367	【国費・道費】出産・子育て応援交付金	有
25	物件費	指導研究一般業務(ソフトウェア購入)	11					11		有
26	物件費	児童生徒情報化促進(授業目的公衆送信補償金)	35					35		無
27	物件費	放課後オンライン学習事業	455					455		有
28	維持補修費	小学校維持管理(ボイラー部品交換、駐車場排水管洗浄)	440					440		有
29	維持補修費	中学校維持管理(ボイラー部品交換、落雪防止柵修繕)	546					546		有
30	維持補修費	美術品管理(パッケージエアコン修繕)	299				299	0	【その他】子ども・文化振興基金繰入金	有
31	物件費	「探炭救国坑夫の像」冬囲い業務	125					125		無
32	物件費	アイス遺骨燻蒸委託料	64					64		無
33	物件費	石炭大露頭附近樹木伐採	3,798					3,798		無
34	維持補修費	文化スポーツセンター各所修繕	371				371	0	【その他】子ども・文化振興基金繰入金	有
35	維持補修費	清水沢プール(幼児用)修繕	127				127	0	【その他】子ども・文化振興基金繰入金	有
36	物件費	消防団員防火衣下衣購入	6,145					6,145		無
37	物件費 補助費等	指導的救急救命士養成	400					400		有
38	補助費等	フルハーネス特別教育	28					28		有
39	物件費	庁舎整備事業(基本構想基本計画策定委託料)	17,494					17,494		有
40	物件費 普通建設事業(補助)	市立診療所等移転改築	971,298	150,700	15,941	629,200		175,457	【国庫】都市構造再編集中支援事業費補助金 【道費】介護サービス提供基盤等整備事業費交付金 【地方債】市立診療所等改築事業債	有
41	物件費 普通建設事業(補助)	模擬坑道復旧事業	396,622	173,858	9,100	213,600		64	【国庫】登録有形文化財建造物保存修理事業費補助金 【道費】地域づくり総合交付金 【地方債】模擬坑道復旧事業債	有
合 計			1,496,499	354,322	25,408	855,700	3,389	257,680		

【計画登録事業のうち変更を行う主な事業】

(単位:千円)

歳出 番号	歳出 項目名	事業名等	計画 変更額	財源内訳					備考(充当する特定財源等の内容)	同種の事務事業 における これまでの計画 変更の有無
				国費	道費	地方債	その他	一般財源		
42	物件費	企画一般業務 (ふるさと納税特産品送付委託料)	118,542				118,542	0	【その他】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金	有
43	繰出金	国民健康保険事業会計繰出	▲ 23,375	▲ 1,975	▲ 8,558			▲ 12,842	【国庫・道費】保険基盤安定等負担金 【道費】感染症予防事業費等補助金	有
44	繰出金	介護保険事業会計繰出	40,992	14,758	7,379			18,855	【国庫・道費】低所得者保険料軽減負担金	有
45	繰出金	下水道事業会計繰出	▲ 24,836					▲ 24,836		有
46	繰出金	水道事業会計繰出	88,568				0	88,568		有
47	公債費	公債費(元金)	▲ 36,633				6,133	▲ 42,766	【その他】公営住宅使用料、財政再生計画調整基金繰入金	有
48	公債費	公債費(利子)	▲ 73,584				608	▲ 74,192	【その他】公営住宅使用料	有
49	予備費	一般会計予備費	10,000					10,000		有
50	普通建設事業 (補助)	森林環境保全整備事業 (間伐等工事)	▲ 25,000		▲ 21,896		▲ 3,104	0	【道費】森林環境保全整備事業補助金 【その他】林産物売払代	有
51	普通建設事業 (補助)	林業専用道整備 (林内路網整備工事)	▲ 27,085		▲ 27,085			0	【道費】合板・製材生産性強化対策事業補助金	有
52	補助費等	地域再生整備事業(子育て世帯向け 住宅取得等助成金)	▲ 14,000	▲ 7,368			▲ 1,457	▲ 5,175	【国庫】社会資本整備総合交付金 【その他】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金	有
53	維持補修費	市営住宅管理業務 (浄化槽保守委託料)	▲ 32,178	▲ 14,878			▲ 17,300	0	【国庫】社会資本整備総合交付金 【その他】賃貸住宅使用料、浄化槽利用者負担金収入	有
54	維持補修費	市営住宅修繕 (修繕料)	▲ 46,183				▲ 46,183	0	【その他】公営住宅使用料、賃貸住宅使用料	有
55	普通建設事業 (補助)	市営住宅再編事業(市営住宅改善 (長寿命化・居住性向上)工事)	▲ 255,412	▲ 122,831		▲ 132,700		119	【国庫】社会資本整備総合交付金 【地方債】公営住宅建設事業債	有
56	物件費	市営住宅再編事業 (老朽住宅除却工事(効果促進))	56,089	28,042		27,700		347	【国庫】社会資本整備総合交付金 【地方債】過疎対策事業債(ソフト)	有
57	維持補修費	道路橋梁管理 (修繕料)	16,150					16,150		有
58	維持補修費	市道維持補修 (修繕料)	▲ 19,100					▲ 19,100		有
59	物件費	橋梁長寿命化計画事業(橋梁点検・補 修)(橋梁長寿命化修繕計画点検委託料)	▲ 44,086	▲ 28,655				▲ 15,431	【国庫】社会資本整備総合交付金	有
60	普通建設事業 (補助)	橋梁長寿命化計画事業(橋梁点検・補 修)(橋梁長寿命化修繕計画補修工事)	▲ 26,500	▲ 17,225		▲ 9,200		▲ 75	【国庫】社会資本整備総合交付金 【地方債】道路橋りょう整備事業債	有
61	維持補修費	除排雪(除雪委託料)	12,788					12,788		有
62	維持補修費	除排雪(賃金)	▲ 22,465					▲ 22,465		有
63	普通建設事業 (補助)	公園施設長寿命化計画事業(公園点 検・補修)	▲ 14,920	▲ 7,460		▲ 7,400		▲ 60	【国庫】社会資本整備総合交付金 【地方債】公園施設長寿命化計画事業	有
64	繰出金	後期高齢者医療広域連合負担 (後期高齢者医療給付費負担金)	▲ 38,190					▲ 38,190		有
65	扶助費	障害者自立支援事業 (更生医療給付費)	18,411	9,205	4,602			4,604	【国庫・道費】障害者自立支援医療費負担金	有
66	扶助費	障害者自立支援事業 (障害福祉サービス給付費)	▲ 185,783	▲ 92,892	▲ 46,446			▲ 46,445	【国庫・道費】障害者介護給付費等負担金(知的・身体)	有
67	扶助費	障害者自立支援事業 (療養介護医療給付費)	▲ 10,802	▲ 5,401	▲ 2,701			▲ 2,700	【国庫・道費】障害者介護給付費等負担金(療養介護医 療)	有
68	扶助費	児童扶養手当給付 (児童扶養手当給付費)	▲ 12,320	▲ 4,107				▲ 8,213	【国庫】児童扶養手当負担金	有
69	扶助費	生活扶助 (生活扶助等給付費)	▲ 22,345	▲ 17,380	▲ 11,380		788	5,627	【国庫】生活保護費負担金 【道費】生活保護費負担金現年度分 【その他】生活保護費返還金収入(現年・過年)	有
70	物件費	スクールバス運営 (スクールバス運行委託料)	16,937				18,513	▲ 1,576	【その他】幸福の黄色いハンカチ基金	有
71	物件費	中学校維持管理	10,802					10,802		有
72	扶助費	子どものための教育・保育給付 (施設型給付費)	68,098	43,740	19,214		▲ 11,140	16,284	【国庫・道費】子どものための教育・保育給付費負担金 【道費】多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金 【その他】保育児童福祉費負担金	有
73	扶助費	児童手当給付 (児童手当給付費)	11,420	7,819	1,864			1,737	【国庫・道費】児童手当負担金	有
合 計			▲ 486,000	▲ 216,608	▲ 85,007	▲ 121,600	65,400	▲ 128,185		

【新たに計画に計上する歳入】

(単位:千円)

歳入 番号	歳入 項目名	事業名等	計画 変更額	財源内訳					備考(充当する事業等の内容)
				国費	道費	地方債	その他	一般財源	
<一般会計>									
1	国庫支出金	デジタル基盤改革支援補助金	10,190	10,190				0	【事業名】総合行政システム管理、生活扶助、健康管理システム整備、選挙管理委員会事務局業務
2	国庫支出金	デジタル田園都市国家構想交付金	9,761	9,761				0	【事業名】夕張高校魅力化事業
3	寄附金	まち・ひと・しごと創生寄附金	15,018				15,018	0	【事業名】農業振興対策連携事業、森林活用型地域人材育成事業
4	繰入金	石勝線代替輸送確保基金繰入金	17,565				17,565	0	【事業名】交通問題対策
5	地方譲与税	森林環境譲与税	5,598					5,598	一般財源扱い
6	法人事業税交付金	法人事業税交付金	10,974					10,974	一般財源扱い
7	地方債	診療所建設事業債(市立診療所等改築)	499,000			499,000		0	【事業名】市立診療所改築
8	地方債	診療所建設事業債(介護医療院整備)	130,200			130,200		0	【事業名】市立診療所改築
9	地方債	模擬坑道復旧事業債	213,600			213,600		0	【事業名】模擬坑道復旧
10	繰入金	森林環境贈与税基金繰入金	5,280				5,280	0	【事業名】地域産業資源創出事業、森林管理、森林経営管理、林道管理
11	国庫支出金	道路メンテナンス補助金	143,500	143,500				0	【事業名】橋梁長寿命化計画事業
12	使用料及び手数料	拠点複合施設使用料	1,122				1,122	0	【事業名】拠点複合施設管理
13	国庫支出金	社会保障・番号制度システム整備費補助金	4,460	4,460				0	【事業名】医療扶助オンライン資格確認導入
14	国庫支出金	都市構造再編集中支援事業費補助金	150,700	150,700				0	【事業名】市立診療所改築
15	国庫支出金	出産・子育て応援交付金	1,467	1,467				0	【事業名】妊娠出産子育て支援事業
16	道支出金	介護サービス提供基盤等整備事業費交付金	15,941		15,941			0	【事業名】市立診療所改築
17	繰入金	奨学基金繰入金	1,080				1,080	0	【事業名】奨学資金貸付
18	国庫支出金	文化財保存事業費関係補助金	173,858	173,858				0	【事業名】模擬坑道復旧
19	道支出金	地域づくり総合交付金	9,100		9,100			0	【事業名】模擬坑道復旧
20	国庫支出金	地域少子化対策重点推進交付金	1,200	1,200				0	【事業名】結婚新生活支援事業
21	国庫支出金	保育対策総合支援事業費補助金	2,196	2,196				0	【事業名】保育協会運営費補助、保育対策総合支援事業費補助
22	道支出金	多子世帯の保育料軽減支援事業補助金	1,556		1,556			0	【事業名】子どものための教育・保育給付
合 計			1,423,366	497,332	26,597	842,800	40,065	16,572	



令和4年度 各 会 計

補 正 予 算 調 書

(水道事業会計を除く)

※ 現時点において、財政再生計画変更に向けて、国及び道と調整を図っているもの。  
調整未了につき、今後、内容に変更を生じる場合があることに留意願います。

《 一 般 会 計 》

繰 越 明 許 費 補 正

款	項	事 業 名	金 額
04 衛生費	01 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種	3,512 千円
04 衛生費	01 保健衛生費	出産・子育て応援事業	3,008 千円
合 計			6,520 千円

《 一 般 会 計 》

債 務 負 担 行 為 補 正

事 項	期 間	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
○ 都市計画情報デジタル化委託	令和5年度	13,217 千円	15,144 千円
○ 模擬坑道復旧	令和5年度	96,692 千円	124,098 千円

《 一 般 会 計 》

地 方 債 補 正

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前	補正後			
○ 過疎対策事業債(ソフト事業分)	95,700	192,600	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
○ 市立診療所等整備	0	93,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	償還の方法は、起債許可要件に基づき各債権者と協定するものとし、財政等の都合により償還年限の変更、繰上償還、低利債に借り換えできる。
○ 模擬坑道復旧	0	60,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	償還の方法は、起債許可要件に基づき各債権者と協定するものとし、財政等の都合により償還年限の変更、繰上償還、低利債に借り換えできる。
地方債限度額の総額	1,218,609	1,469,409			

《 一 般 会 計 》

〈 款 別 総 括 〉

(単位:千円)

番号	款 名	金 額	財 源 内 訳				摘 要
			国道支出金	地方債	そ の 他	一 般 財 源	
1	総 務 費	345,877	0	9,000	315,317	21,560	
2	民 生 費	△ 8,683	2,784	18,800	△ 12,960	△ 17,307	
3	衛 生 費	190,900	97,410	139,800	△ 18,190	△ 28,120	
4	農 林 業 費	0	0	200	△ 200	0	
5	土 木 費	29,328	0	△ 6,900	0	36,228	
6	消 防 費	0	1,300	0	△ 594	△ 706	
7	教 育 費	2,664	100	89,900	△ 21,055	△ 66,281	
8	諸 支 出 金	1,666	0	0	0	1,666	
合 計		561,752	101,594	250,800	262,318	△ 52,960	一般財源：財政調整基金繰入金

■ 予 算 総 額     
 <補正前>      <補正額>      <補正後>  
 13,110,665      561,752      13,672,417

《 一 般 会 計 》

〈事項別明細の補正〉

(単位：千円)

番号	【 款 】 ○ 事業名	金額	財 源 内 訳				摘 要
			国道支出金	地方債	その他	一般財源	
	<b>【 総 務 費 】</b>	<b>345,877</b>	<b>0</b>	<b>9,000</b>	<b>315,317</b>	<b>21,560</b>	
1	○ 庁舎管理(一般管理費)	1,571				1,571	需用費1,571
2	○ 人件費(一般管理費)	14,989				14,989	職員手当等14,989
3	○ 幸福の黄色いハンカチ基金積立	325,140			325,140	0	積立金325,140 【財源】夕張まちづくり寄附金325,140
4	○ ズリ山管理	0		2,600		△ 2,600	<財源振替> 過疎対策事業債(ソフト事業分)2,600 一般財源△2,600
5	○ 不用市有物件除却	0		△ 3,600		3,600	<財源振替> 過疎対策事業債(ソフト事業分)△3,600 一般財源3,600
6	○ 企画一般業務	4,177		100	4,077	0	使用料及び賃借料4,177 【財源】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金4,177 <財源振替> 過疎対策事業債(ソフト事業分)100 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金△100
7	○ 夕張市チャレンジ事業	0			△ 4,000	4,000	<財源振替> 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金△4,000 一般財源4,000
8	○ 夕張高校魅力化事業	0		9,900	△ 9,900		<財源振替> 過疎対策事業債(ソフト事業分)9,900 まち・ひと・しごと創生寄附金4,000 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金△13,900
	<b>【 民 生 費 】</b>	<b>△ 8,683</b>	<b>2,784</b>	<b>18,800</b>	<b>△ 12,960</b>	<b>△ 17,307</b>	
9	○ 国民健康保険事業会計繰出	△ 11,064				△ 11,064	繰出金△11,064
10	○ 結婚新生活支援事業	0		1,000		△ 1,000	<財源振替> 過疎対策事業債(ソフト事業分)1,000 一般財源△1,000

〈事項別明細の補正〉

(単位：千円)

番号	【 款 】 ○ 事業名	金額	財源内訳				摘 要
			国道支出金	地方債	その他	一般財源	
11	○ じん臓機能障害者通院移送支援事業	0		4,000	△ 3,963	△ 37	<財源振替> 過疎対策事業債（ソフト事業分）4,000 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金△3,963 一般財源△37
12	○ 老人福祉会館運営	935			935	0	需用費935 【財源】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金935
13	○ シルバー専用住宅管理	0		3,500		△ 3,500	<財源振替> 過疎対策事業債（ソフト事業分）3,500 一般財源△3,500
14	○ 高齢者公共交通利用負担軽減	0		2,700	△ 2,533	△ 167	<財源振替> 過疎対策事業債（ソフト事業分）2,700 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金△2,533 一般財源△167
15	○ 緊急通報システム運用	0		1,900	△ 1,900	0	<財源振替> 過疎対策事業債（ソフト事業分）1,900 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金△1,900
16	○ 高齢者住宅福祉除雪	0		1,000	△ 939	△ 61	<財源振替> 過疎対策事業債（ソフト事業分）1,000 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金△939 一般財源△61
17	○ 交通問題対策	0	2,000		△ 5,014	3,014	<財源振替> 都市構造集中支援事業費補助金2,000 まち・ひと・しごと創生寄附金300 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金△3,314 石勝線代替輸送確保基金繰入金△2,000 一般財源3,014
18	○ 拠点複合施設管理	1,446			454	992	需用費1,446 【財源】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金454
19	○ 保育協会運営費補助	0		4,700		△ 4,700	<財源振替> 過疎対策事業債（ソフト事業分）4,700 一般財源△4,700
20	○ 感染症対策（子ども子育て）	0	134			△ 134	<財源振替> 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金134 一般財源△134
21	○ 保育対策総合支援事業費補助	0	650			△ 650	<財源振替> 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金650 一般財源△650

〈事項別明細の補正〉

(単位：千円)

番号	【 款 】 ○ 事業名	金額	財 源 内 訳				摘 要
			国道支出金	地方債	その他	一般財源	
	<b>【 衛 生 費 】</b>	<b>190,900</b>	<b>97,410</b>	<b>139,800</b>	<b>△ 18,190</b>	<b>△ 28,120</b>	
22	○ 休日・夜間救急医療体制補助	0		700		△ 700	<財源振替> 過疎対策事業債（ソフト事業分）700 一般財源△700
23	○ 初期救急確保対策	0		20,200	△ 20,190	△ 10	<財源振替> 過疎対策事業債（ソフト事業分）20,200 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金△20,190 一般財源△100
24	○ 出産・子育て応援事業	4,700	4,250			450	需用費2,100、負担金補助及び交付金2,600 【財源】出産・子育て応援交付金（国）3,800、出産・子育て 応援交付金（道）450
25	○ 有害鳥獣駆除	0	60			△ 60	<財源振替> 地域づくり総合交付金60 一般財源△60
26	○ 共同浴場管理	0		15,900		△ 15,900	<財源振替> 過疎対策事業債（ソフト事業分）15,900 一般財源△15,900
27	○ 市立診療所負担金	0		10,000		△ 10,000	<財源振替> 過疎対策事業債（ソフト事業分）10,000 一般財源△10,000
28	○ 市立診療所改築	186,200	93,100	93,000	2,000	△ 1,900	工事請負費186,200 【財源】都市構造再編集集中支援事業費補助金93,100、診療所建 設事業債93,000  <財源振替> まち・ひと・しごと創生寄附金2,000 一般財源△2,000
	<b>【 農 林 業 費 】</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>200</b>	<b>△ 200</b>	<b>0</b>	
29	○ 農業振興対策連携事業	0		200	△ 200	0	<財源振替> 過疎対策事業債（ソフト事業分）200 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金△200
30	○ 森林活用型地域人材育成事業	0			0	0	<財源振替> まち・ひと・しごと創生寄附金500 森林環境譲与税基金繰入金△500
	<b>【 土 木 費 】</b>	<b>29,328</b>	<b>0</b>	<b>△ 6,900</b>	<b>0</b>	<b>36,228</b>	



〈事項別明細の補正〉

(単位：千円)

番号	【 款 】 ○ 事業名	金額	財源内訳				摘 要
			国道支出金	地方債	その他	一般財源	
31	○ 除排雪	29,328				29,328	需用費7,565、委託料21,763
32	○ 市営住宅再編事業	0		△ 6,900		6,900	<財源振替> 過疎対策事業債（ソフト事業分）△6,900 一般財源6,900
	<b>【 消 防 費 】</b>	<b>0</b>	<b>1,300</b>	<b>0</b>	<b>△ 594</b>	<b>△ 706</b>	
33	○ 防災ハザードマップ作成	0	1,300		△ 594	△ 706	<財源振替> 地域づくり総合交付金1,300 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金△594 一般財源△706
	<b>【 教 育 費 】</b>	<b>2,664</b>	<b>100</b>	<b>89,900</b>	<b>△ 21,055</b>	<b>△ 66,281</b>	
34	○ スクールバス運営	0		21,500	△ 21,055	△ 445	<財源振替> 過疎対策事業債（ソフト事業分）21,500 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金△21,055 一般財源△445
35	○ 児童・生徒通学安全対策事業	0		1,500		△ 1,500	<財源振替> 過疎対策事業債（ソフト事業分）1,500 一般財源△1,500
36	○ 中学校維持管理	1,407				1,407	需用費1,407
37	○ 石炭博物館管理	757		6,000		△ 5,243	負担金補助及び交付金757 <財源振替> 過疎対策事業債（ソフト事業分）6,000 一般財源△6,000
38	○ 模擬坑道復旧	500	100	60,900		△ 60,500	工事請負費500 <財源振替> 模擬坑道復旧事業債60,900 地域づくり総合交付金100 一般財源△61,000
	<b>【 諸 支 出 金 】</b>	<b>1,666</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1,666</b>	
39	○ 国庫支出金過年度還付（母子保健衛生費国庫補助金）	157				157	償還金利子及び割引料157

〈事項別明細の補正〉

(単位：千円)

番号	【 款 】 ○ 事業名	金額	財源内訳				摘要
			国道支出金	地方債	その他	一般財源	
40	○ 国庫支出金過年度還付（低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金支給事業費等国庫補助金）	1,509				1,509	償還金利子及び割引料1,509
合 計		561,752	101,594	250,800	262,318	△ 52,960	一般財源：財政調整基金繰入金

《 国民健康保険事業会計 》

〈事項別明細の補正〉

番号	【 款 】 ○ 経 費 名	金 額	財 源 内 訳				摘 要
			国道支出金	地方債	その他	一般財源	
	【 総 務 費 】	△ 769	10,295	0	0	△ 11,064	
1	○ 国保一般事務経費	△ 769	10,295			△ 11,064	委託料△278、負担金補助及び交付金△491 <財源振替> 特別調整交付金11,117 道繰入金△822 一般財源△10,295
	合 計	△ 769	10,295	0	0	△ 11,064	一般財源：職員給与費等繰入金

〈補正前〉 〈補正額〉 〈補正後〉

■ 予 算 総 額

1,303,866 ▲ 769 1,303,097

令和4年度 水道事業会計

補 正 予 算 調 書

(単位:千円)

項 目	金 額	備 考
○ 収 益 的 収 入 及 び 支 出		
1 水 道 事 業 収 益	6	
1 営 業 収 益	25	
2 そ の 他 営 業 収 益	25	設計審査手数料 10 検査手数料 15
2 営 業 外 収 益	△ 27	
4 長 期 前 受 金 戻 入	△ 27	長期前受金戻入 △ 27
3 特 別 利 益	8	
1 そ の 他 特 別 利 益	8	長期前受金戻入 8

1 水 道 事 業 費	1,935	
1 営 業 費 用	△ 73	
1 原 水 及 び 浄 水 費	13	手当引当金繰入額 12 法定福利費引当金繰入額 1
3 総 係 費	△ 114	印刷製本費 △ 134 手当引当金繰入額 19 法定福利費引当金繰入額 1
5 資 産 減 耗 費	28	固定資産除却費 28
2 営 業 外 費 用	2,008	
2 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	2,008	消費税及び地方消費税 2,008
○ 収 益 的 収 入 及 び 支 出 補 正 後 の 収 支 差 引		収入 支出 6 - 1,935 = △1,929